

布せらる拓殖銀行は資本金參百萬圓の株式會社にして本店を同道札幌におくことに定められしがつひに三十三年四月一日札幌において開業の式を擧ぐるに至れり

第六款 私立銀行

私立銀行は明治五年八月國立銀行條例廿三條 第三節并に六年五月大藏省の達八十號により銀行の名稱は條例を奉せざる私立會社には許されざりしが九年四月三井組は大に其内部を整理して會社の組織に改め。三井銀行と稱し銀行の業を營まんことを請願せり當時政府は國立銀行條例改正の内議ありて銀行も亦會社の一種なる上は既に會社を許し置き獨銀行の名稱を許さざるの理なればとて其請願を許されたりこれを私立會社に銀行の名稱を公許したる始とすついて國立銀行條例の改正ありて公然私立銀行の名稱を用ゐることを得るに至れりされども十年十一年の二年間は國立銀行の競争中に經過し絶えて一私立銀行の創立を請願するものなかりき十二年に至り國立銀行は既に内定の制限に満ちたるを以て其創立を許されざるより私立銀行の創立俄に其數を増加せり三井銀行につぎて十二年六月東京に共立銀行起りたるも同銀行は幾ならずして閉店せりされどもこの年十一月安田銀行起りついで十三年中大阪谷村銀行、川崎銀行、逸見銀行、川上銀行、東京貯藏銀行、壬午銀行、富岡銀行など起りしがまた地方

にても私立銀行を創立するもの續々いれどもわけて靜岡縣に多かりき伊豆銀行、掛川銀行、中泉銀行の類にて其資本極めて少し

私立銀行は條例のこれを律すべきものなかりしかば從ひて其資產負債の實況を世上に公示せざりきされば其事業は我經濟上に如何なる影響を及ぼしたるか詳ならず明治十二三年の頃にありては全國中僅に十數個に過ぎずして資本も亦大ならざりしより其營業の如何は經濟上に重大の影響を及ぼさざりしか其設立月を追ひて増加し二十二年十二月には本支店出張店を合せて三百を超えて資本金貳千貳百七萬六百五拾圓の巨額に達せりこゝにおいて私立銀行の營業を探知して其取引の關係如何を觀察するの必要を感じるに至りしかば大藏大臣は二十一年六月九十二號損益勘定の割合其他半季間營業の要領を記載したる報告書をいださしめらるゝことなれりこれより主務省において私立銀行の報告により其營業の大勢を察することを得るに至れり決算期は普通六月十二月の半季を以て決算することなるが中にはこの慣習によらあり或は曆年の一周年間を以て一回の決算をなすものあり或は政府の會計年度に従ひ半季決算をなすものあり或は

銀行類似會社元來銀行に非ずして銀行の業を兼業するものないふは甲起乙仆れ其興廢頻繁にして地方廳の承認を與へたるものあり又地方廳より主務省に申牒し其許可を得て承認を與へたるものありていかにも錯雜を極めしかば十五年五月十號達銀行類似會社の請願許否の權は全く大藏省にて統一し銀行類似會社の解

釋も亦一定せしを以て十七年九月大藏省は地方官に令し此年六月始めて稍精確の調査を得たり其調査によれば二十六年迄に承認したる銀行類似會社の數はすべて六百九十九社にして其資本金は壹千四百拾參萬八千參百參拾參圓なりきされども其後漸々減少するの傾をなせり

第七款 手形交換所及商業興信所

銀行集會所は各銀行共同の利益を圖るの目的を以て營業上必要の討議をなしかねて切手手形の賣買交換をなす爲に設立したるものにして最初は大阪、東京其他名古屋協和 九州九州銀行 同盟會にありしのみなりしが其後明治十九年以來漸次増加し今は其數十所となれり大阪銀行集會所は明治十七年九月大阪交換所を改稱せしものにして大阪の交換所は實に明治十二年十二年を以て開業せらる蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し四通八達物貨集散の大都會にして同地の商估は從來切手手形を授受して相互の取引を決算する慣習ありしかば切手手形の行はるゝことは他所の類にはあらざりき況して近來各銀行の本支店を同市に設立するもの多くなりしかば從ひて其間に切手手形の行はるゝことも更に一層の繁劇を加へぬされば各銀行互に其店頭に就いて取付をなすが如き迂遠の手段を施すに堪へさる有様とはなりぬこゝにおいて十六の國立私立銀行相謀り倫敦及紐育交換所の規則を斟酌して申合規則を編成し明治十二年四月始め

て交換所を設立しこの年九月七日其創立を出願して允准を得たり是實に我邦における交換所嚆矢とす手形交換制度の第一に發達したるは倫敦にして其起原詳ならざれどもかの今日有名なる倫敦交換所の發生せしは千七百五十年より千七百七十年の間にて其初は諸銀行より每朝派出せられたる手代等が自分の手數を省く爲一室に會して互に相取立つる手形を交換したるより起れり當時世人はかくの如きものあるをしらず又銀行内にてもこれを非難するものありきされども其便利なること漸々明になりて次第に組合銀行の數を増しつひに千八百六十四年英蘭銀行も加入するに至れり

そもそも交換所は銀行互に其債權を交換して其貸借を決算する所にして授受の煩勞と時間とを省きこれが爲大に通貨の用を節するの効あり故に交換所は獨銀行の組織において一大緊要の機關たるのみならず國家經濟の上においても亦缺くべからざるものかさて第一の設置を大阪に見るは實に偶然の事にあらざるなり其後二十八年十二年に至り交換所同盟銀行は國立私立を合せて三十三行なりしが二十九年四月日本銀行大阪支店内に交換所を新設するに及びて舊交換所はこの年十二年解散せり

東京銀行集會所は明治十年七月第一銀行頭取濫澤榮一の首唱により擇善會を起し同盟銀行者の交情を厚うし營業上必要な議論をなし互に智識を交換して處務の得失を講究するの目的を以て其會合を組織せしものにて其後十三年八月大に其組織を改良してつひに集會所とはなれり其同盟銀行は國立私立三十二行にして同集會所中爲换取組所を設け同盟銀行中の爲换取扱をなしゝが手形條例の發布せらるゝに際し更に手形の取引を擴張するの主意を以て同取組所を廢し新に手形取引所を設けて其業に從事せしに申合規則の不完全にて一時中止せしが二十年十月中これを改正して再び其取引を開けり手形交換

所はこの年十二月より取引所附屬として其交換を試みしが其組織なほ不完全なる所ありしかばついに一大革新をなすことに決し舊交換所は二十四年二月限りこれを廢し更に第一國立銀行外十行發起となり日本銀行の同意を得て新に交換所を組織しこれを東京交換所と名づけて東京銀行集會所内に設置しこの年^{二十一年}三月一日より實施せり

この他名古屋銀行集會所^{明治十三年一月の創立 同盟銀行十八行}九州銀行同盟會^{十三年十月の創立 同盟銀行五十行}神戸同盟銀行集會所^{十九年二月の創立 同盟銀行五十五行}神戸同盟銀行^{同上}富山縣銀行同盟會^{二十一年五月の創立 同盟銀行三十七行}奥羽北海道銀行同盟會^{二十六年十月の創立 同盟銀行六十四行}横濱銀行集會所^{二十七年四月の創立 同盟銀行十七行}富山縣銀行同盟會^{二十九年三月の創立 同盟銀行二十八行}京都銀行集會所^{三十一年二月の創立 同盟銀行十六行}の類あれども此中手形交換所あるものは神戸^{三十一年七月の創立}東都^{三十一年二月の創立}の二所のみ

我邦維新以來歐米の制度に模倣したるもの少からざりしに獨商業上一日も缺くべからざる興信所の設なかりしかば從ひて迅速安全なる取引をなすこと能はず且其上無用の資を費すこと多かりしが大阪において外山修造^{元日本銀行大坂支店長}主唱して大阪貯蓄銀行、第十三、第三十二、第一百四十八國立銀行を發起者となしこの四銀行より年々三千圓の資金をいださしむることゝなし明治二十四年七月大阪市内の國立私立銀行を集めて興信所設立の事を協議せしが此際ことに日本銀行は大阪支店より年々二千圓をいだすことを承諾せりこゝにおいて五千圓の資本金を以て二十五年四月一日大阪西區土佐堀一丁目において

開業せり是實に我邦において興信所を設立したる嚆矢とす其組織は獨逸交換所^{シングルエルフュ}の制によれりといふ偶この年^{廿五年}秋灘地方酒造家の恐慌に際し機關の設備不完全なりしに拘はらず加盟者に向ひて警戒報告を與へしかばこの事件により興信所の必要を世間に紹介せしがことに神戸地方諸銀行をして一層必要を感じしめたりこれより業務年々増加し來り二十九年神戸に出張所を置き明くる三十年京都、名古屋に出張所を置くに至れりこれよりさき二十八年編輯部を設け日本全國諸會社役員錄、日本全國銀行會社資產要覽、商工業者資產錄等を發行せしが又三十一年九月より新に日報を發行するなど加盟者外のものに向ひても少からざる利便を與へられき其後三十二年七月翻譯部を設けて英文通信を開始し加盟外國人に利便を與ふることゝせり二十五年の末には加盟者僅に三十一なりしに今は^{三十三年四月}四百四となれり以て其進歩せし狀況るを知るべし

大阪の興信所につぎて明治二十九年二月東京に興れり初め二十五六年のころ濫澤榮一首唱して東京交換所組合銀行の有志者並に日本銀行横濱正金銀行に協議して創立の事に運ひしも種々の事情ありて果さゝりしに二十七八年戰役の後百般の事業俄に振興し來り商工業愈多事となりしかば大に興信所の必要を感じ東京銀行集會所組合の有志者並に日本銀行の人々發起となり其事務を森下岩楠に託し二十九年二月五日日本橋坂本町東京銀行集會所に會し規約を協定して創立事務所を同所におきしが此年七月

日本橋南茅場町に移轉し開業せり當時加盟銀行僅に二十六にして其資本金日本銀行の助成金を合せて壹萬貳千圓なりきさて其組織は米國興信所ノリート会社
紐育プラツドスによれりといふ横濱市とは商業上の關係密推にして且會員も少からざりしかは此年十一月横濱に出張所を設くるに至れり其後桐生足利地方
に通信員をおけり其後大阪の興信所と連絡を通じ彼我相援けて商工業者の便宜を計ることを約しつて大阪興信所が出張所を神戸、名古屋に設くるに及びて又これらと連絡を結びたり又横濱外商の加盟し來るものありて此種の會員が漸次増加すべき勢なりしかば歐文を以て回答するの必要を認め三十一年九月より英文を以て問合に答ふる事となしゝが果して外國人の會員たるもの現に十數名に達せりとぞ興信所事務の振興にて三十二年十月より一年二回商工信用錄秘密にして會員の外を貸渡すこととを許さずを發行して會員に貸渡し又かねて一年四回會社要錄第三種會員十七第一種會員一第二種會員一第三種會員三第四種會員十九合計四十一を發起會員一三十三年五月調に達せりされば大阪東京とも益す業務を擴張して海外各地の興信所と連絡を通ずる計畫ありといふこれらの外近年東京には二三の商業興信所起れり

大阪同盟銀行累年交換高

年 次	送金手形		振出手形		當座小切手		交換小切手		合 計
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	
明治十三年	三、八三	四、七三、八六	九四五	一七、九三	六七、三五、四八、九三	六、一八八	五、五四四、〇九	八七、五五六、三五、九一八、八三	
同 十四年	一〇、一七	三、五二、九三	四〇九	八八、一六四	八四、八六三、六八七、七四	九、三六三	九、一五六、九二三	一〇四、八三四、四五、二四、七九	
同 十五年	八、七〇	五、四四、〇三	六一八	一、五五、九三	八四、五三三、七四四	七、三三七	六、七七八、〇二〇	二二、五三七、四六、四八七、五〇四	
同 十六年	一四、九九七	三、九〇、〇四二	三〇五	八八、一三六	五、七七、二〇、七三	七、九三二	六、五四、九二	七、〇三〇、三二、四三五、八七三	
同 十七年	一四、六九	四、二三、七三	一五二	三〇、二三二	四一、〇一六、二三、〇一〇、四二二	六、八九二	五、一二三、六八九	古二、七五三、三、五五、〇六五	
同 十八年	二五、五七四	五、四〇、吉一	大	一七二、八六	三六、〇三五	八、九二〇、三四〇	四、二九一	三、一五、三〇六	
同 十九年	八、三六七	六、五五、五六	八	二四二、九二七	四〇、七二八	九、五五七、五二	七、六二一	五、七九、七〇	五五、九六六、二七、七三、二〇七
同 廿 年	三、四五	七、七七、九三	一〇五	八一、八四	四五、八五	二、三一七、二八五	六、九三六	四、八四五、一〇三	七五、〇四二、二四、〇五三、一三
同 廿一年	三、八九	二〇、八〇、五九	二三	一五〇、四六四	五五、七六八	三、八三八、五三	六、九八七	五、〇三八、二三	九四、七九七、二八、八四九
同 廿二年	三、五五	三、三六、二三	二三	一五〇、四六四	五五、七六八	三、八三八、五三	六、九八七	五、八六五、五四七	一二、八三二、三四、一八七、一五〇

第六十五章 取引所

維新の初ごろまではなほ商業上米油二品の取引盛なりしかば政府が東京大阪の豪商にすゝめて會社を起さしめしどきも東京の貿易商社大阪の攝津米油會社などにては官准を得て米油限月取引をなしが大阪の堂島米會所は空相場なりとて嚴禁せられ久しく廢業せしも漸く明治四年四月に至り官准を得て再興せしかばこれより盛に米穀の取引を始めしが東京の貿易商社も東京商社と改稱して益す米穀の取引に從事することゝはなりぬその後七年十月政府は米國の取引法によりて政府發行の公債證書、借用證券、官准會社の株券等の賣買取引を許されしがこれと同時に米商會所、横濱洋銀取引所はこの條例の方法によらしめらる株式取引所條例は發布せられしかど當時はなほ未だ公債證書、官准會社株券の賣買取引至て少く設立を企つるものなくして其儘に場なりしが米商會所の方は八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられ米穀相場會社に始めて手數料その他現收入總金額十分の四の稅を課せらるゝことゝなりぬまた九年八月米商會所條例を發布せらるこの條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要することゝなれりこゝにおいて東京の東京商社兜町中外商業會社鷲舎大阪の堂島米商會所いづれもこの條例によりて米商會所を創立せしがこの際大津、赤間關、桑名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、東都、德島等に起れり株式も其後公債證書の賣買日一日に其數を増加せしがことに九年八月銀行條例の改正ありて銀行紙幣の抵當に公債證

書を以てすることを許されしより俄に其賣買高増加し取引の公設市場なき爲大に不便を感じするに至れりこゝにおいて濵澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取引所條例條款中やゝ當時の事情に適せざるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月創立願書を大藏卿に提出して允准を得しも明くる十一年五月新條の發布ありしかば新條例に準據して定款申合規則等に改正を加へて再申書をいだしこの年五月兜町において開業せしがこの新條例によりて仲買人の負擔賣買證據金の如きは大に減少せらる大阪も五代友厚、廣瀬宰平等新條例によりこの年六月創立の允准を得八月北濱町において開業せりされども初のほどは新舊全債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證書、第一銀行株券、兜町蠣殻町の兩米商會所株券、堂島米商會所の株券、東京株式取引所株券、大阪株式取引所株券、横濱株式取引所株券舊横濱津銀取引所の類に過ぎざりしが其後漸々これらの取引をなすものいで來れりといふ米商會所條例株式取引所條例とも屢改正ありしかどなほ不完全なりとて十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十四日取引所條例を發布しついて六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止しこの條例によらしむることゝし二十年九月一日より施行の旨達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブルスの法をとりて會員組織の公設市場に改むるとてこの條例を發布せられしといふ

こゝにおいて東京大阪より取引所設立の願書をいだし其允准を得しが米商株式兩取引より屢延期を請願してきかざりしかばついに延期を許可し廿二年六月官吏を歐米に遣し更にブルスの調査を命ぜらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣しがこれら調査委員歸朝の後米商株式兩取引所の延期を許され東京大阪の兩新取引所は解散することなれり取引所條例はかくの如き有様に陥りて實際行にれるるものとなりはしがつひに二十六年三月取引所法を發布せられ從來の米商會所條例、株式取引所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例によらしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式取引と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきとぞされども其設立は株式組織のもの多くして一百二十箇所會員組織のものは僅に土浦穀高崎穀敦賀品明石米若松米加東穀の六箇所あるのみ

株式會社組織取引所累年比較表

年 度	取引所數	株主人員	仲買人員	資本金	積立金	元保證金	收入金
二十七年	二八	一四〇六	三八二	五九八〇〇	八四三三	二六四一八	一六九〇三
二十八年	二三	一六〇五	二三九	六五五〇〇	三六〇四三	一九九〇三	二〇九二六三〇
二九年	一七〇四	二七〇四	二三〇一	九八三五〇	三九六五〇	二九二六三〇	三六三八〇
三十一年	二二	一七〇四	二四〇三	四五七三	二八五二六四	二五二一六〇	三五二一八二
三十二年	二一	一七〇四	二三〇二	三五七三	二四〇四三六	二二三三	二二三三
三十三年	一九	一七〇四	二一〇一	三三七一	一〇六〇〇	一〇四八	一〇四八
三十四年	一七	一七〇四	一〇四八	二二三三	五七九六	一〇六〇〇	一〇六〇〇
三十五年	一六	一七〇四	一〇四八	三三〇〇	三、四二八七	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇
三十六年	一五	一七〇四	一〇四八	二二七〇	二、七五五	二、七五五	二、七五五
三十七年	一四	一七〇四	一〇四八	二三九〇	一〇六〇〇	一、九五〇	一、九五〇
三十八年	一三	一七〇四	一〇四八	二五〇〇	一〇四〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇
三十九年	一二	一七〇四	一〇四八	二七〇〇	三、九〇〇〇	三、九〇〇〇	三、九〇〇〇
四十一年	一一	一七〇四	一〇四八	二九〇〇	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇

會員組織取引所累年比較表

年 度	取引所數	會 員	仲買人員	資本金	保 證 金	會員身元	積 立 金	收 入 金
二十九年	二八	一四〇六	三八二	五九七七〇〇	二九七七〇〇	二九七七〇〇	二九七七〇〇	二九七七〇〇
三十一年	二三	一六〇五	二三九	六五五〇〇	三五二〇三	三五二〇三	三五二〇三	三五二〇三
三十二年	一七〇四	二七〇四	二三〇一	九八三五〇	四五七三	四五七三	四五七三	四五七三
三十三年	二二	一七〇四	二三〇二	三五七三	三三七一	三三七一	三三七一	三三七一
三十四年	二一	一七〇四	二一〇一	二二三三	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇
三十五年	一九	一七〇四	一〇四八	二二七〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇
三十六年	一七	一七〇四	一〇四八	二三九〇	一、九五〇	一、九五〇	一、九五〇	一、九五〇
三七年	一六	一七〇四	一〇四八	二五〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇	四六〇〇〇
三八年	一五	一七〇四	一〇四八	二七〇〇	三、九〇〇〇	三、九〇〇〇	三、九〇〇〇	三、九〇〇〇
三九年	一四	一七〇四	一〇四八	二九〇〇	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇
四十一年	一三	一七〇四	一〇四八	三一〇〇	二、七五五	二、七五五	二、七五五	二、七五五

第一款 米穀取引所

明治元年我政府は三井八郎右衛門を諭して東京に商社を結はしめ其總頭取となし鐵砲州に六千坪并に本所船藏二箇所を下村し府下の商人に向ひて貿易取引に從事するものは商社に加入すべきことを勧誘せらしかば東京市中の商業家は大抵この商社に加入することになれり所謂貿易商社これなり二年六月二十四日貿易商社に對して米油限月取引を許されしがこの年十月に至り限月米は禁せらる故に四年の春まで米穀取引は休業せしとぞこの年三月二十日に至り限月米商許可せられ口錢高一割上納のこととなりこの年十一月十四日鐵砲洲より海運橋兜町へ移轉し東京商社と改稱す^{越其他へ出店を設け戰爭後非常の損耗を蒙り殆ど瓦解せんとせしが明治五年十一月大藏大輔并上馨官金を無利息年賦にて貸渡し漸く維持することを得たり}七年六月尾形徳次郎、鶴岡忠藏等別に一會社を設立し限月約定米賣買を出願せしも會社規則取調中にて許可なかりしかど人民相互に約定を結び賣買いたす義は差支なしと沙汰せられしかばこの年八月五日にいたり第一大區十四小區蠣殻町一丁目一番地^{今蠣殻町米会所の地}に中外商業會社と稱し開業せり

大阪も東京の如く新政府の勧誘により三井權右衛門頭取となり越前藩邸^{中央公園地}に攝津米油會社をたてゝ米穀の取引をなしがなほ堂島においては四藏^{肥後長門中國}建米の制行はれていと盛なりきさるを明治

二年二月米穀一時非常に騰貴せし際武富辰吉^{元肥前商人}多數の米穀を買集めて譴責をうけつひに入牢せしがつゝいて大隈參與京都より來り全く空米相場を禁止せらるこれより堂島の商業衰微し毎宵夜店を張るに至れりされば米商仲買人は屢奉行所にいで嘆願せしも許可せられざりきことにおいて武富辰吉、磯野小右衛門等主として米商會所再興の事に盡力し更に營業規則を調製して三年十二月願書を大藏省にいだしきかば明くる四年春井上大藏少輔東京より來りて調査せられこの年四月七日許可せらるついで大藏省より田中善助、近藤嘉七、武富辰吉、磯野小右衛門の四人を米頭取となし且米油會社の頭引を兼ねしめられつひに堂島米會所を開業することを得たり^{當時の營業規則は馬關の北國問屋米懸つなきの方法より取りしものなりといふ}堂島米會所も開業後日を追うて繁榮を來たし六七年の頃に至りては一日の賣買高數十萬石の多きに達せりさるを七年十月限の賣買において古今未會有の大取組となり到底期日に現米の受渡を了すべき術なかりしかば大藏省においては空米賣買に見做され同期の取組米悉皆消却を命ぜらるこの年七月に至り株式取引條例を發布しついで十二月百二十號の布告を以て從來の米油限月賣買を廢せられ右條例の方法に従はしめるる八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられこの年五月米穀相場會社に始めて手數料其他現收入總金額十分の四の稅を課せらるゝことなりしが又九年八月米會所條例を發布せらる此條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要するこ

とゝなれりこゝにおいて東京商社は三井八郎右衛門官許を得て兜町に米商會所を創立し九年十月二日開業中外商業會社は米倉一平官許を得て米商會所を蠣殻町に創立せり十月三日開業これより十六年六月まで兜町蠣殻町の二箇所にて米相場をなしかついにこの年十六年七月一日東京米商會所を兜町の一箇所となしぬ大阪も鴻池善三郎等發起となり米商會所の設立を出願し其許可を得て創立せり十一月二日開業東京大阪の外米商會所條例によりて大津、赤間關、柔名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、德島東京大阪を加へて十四箇所等に起れり大阪も創業の際は發起人と米商人との間に紛議を生じ久しく和解せざりしと條例規則の稍嚴密にして從前の如く賣買自由ならざりしとにより市場振はざりしが十年西南の役ありつゝいて財政の變革ありて世上一般に投機業流行せしを以て一時盛況を極めき然るに十三年四月大阪府下の豪商紙幣價格回復を名として多數の米穀を一時に賣出し、結果米價却て騰貴し底止する所を知らざる有様とはなりぬこゝにおいて大藏卿は四月十三日全國各地の限月米商を斷然停止せしめる東京もこの停止までは非常の盛況なりきそは東京從來の習慣たる入引法の專ら行はれたるによれりこの年十三年五月條例を改正して發布せらるこの條例の改正は仲買人の身元金を増加して身元金千貳百圓 證據金貳割以上其責任を重くし其他種々の嚴則を設けて賣買を拘束せられしに過ぎずこえて月に至り一般に停止を解かれしがこれより衰へしといふされば東京の米商仲買は株式の方に移るもの多かりきこれ只株式の方は諸事自由

なりしによりり大阪もこの條例の改正と同時に會所外において會所類似の業をなすもの續々起りし爲米商會所にとりては大に不利益を蒙りしとぞ十四年五月に至り身元金を證據金に代用することを許され且會所にて正誤を拒絶せざることになりしかば各地の米商會所の商況やゝ盛になれり然るに十五年十二月稅則改正ありて明くる十六年四月會所稅賣買手數料 現收入十分の二より實施せられしかばまた市場頓に衰へしといふこれ世上一般の不景氣なる上規則の嚴密なると課稅の重きとにより十八年十一月條例を改正して大に減稅會社稅として約定代金千分の二を收め付高人稅を免せらるせられしかば一時密賣の風減少せしもなほ證據金の割合不當なるよリ東京の如きは盛に入引法行はれしかば政府はこれを密賣脱稅と見做しつひに明くる十九年五月役員仲買人あまた拘引せらるこれに引つゝきて米商會所の期限切迫しとかく人氣振はざりき東京も大阪も十九年下半年期よりブルス設置の噂起りしがつひに明くる二十年五月十四日勅令十。取引所條例を發布せらるこの際期限既につきたるを以て一箇年の延期を請願せしが二十一年に至り農商務省は延期を許したるのみならず米商會所約定代金千分の二減じて株式取引所の如く萬分の六に直し大に米商會所の負擔を減せられしが其後二十三年又々延期を許し米商會所條例中米穀代用の區域を改め上米中米は共通米は許さず且仲裁法を設けらる二十六年三月法號五號取引所條例の發布により從來の米商會所條例は廢せられたり

第一款 株式取引所

明治七年十月始めて株式取引所條例を發布して政府發行の公債證書、借用證券の讓與を公認したるもの及官准會社の株券等を賣買取引することを許さる然れども當時これらの賣買取引をなすもの至て少く且仲買人の身元金五百賣買約定實價四分の一の證據金の如き其負擔に堪へざりしが如きも幾分か設立を躊躇せしめたりき其後公債證書の賣買日一日に其數を増加せしがことに九年八月銀條例の改正ありて銀行紙幣の抵當を公債證書を以てすることを許されしより俄に其賣買高増加し取引の市場なき爲大に不便を感するに至れりこゝにおいて濫澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取引所條例定款中やゝ當時の事情に適せざるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月十六日創立證書定款及申合規則を大藏卿に捧呈し二十八日創立允准の命に接せしも明くる十一年五月八號新條例の公布ありしかば新條例に準據して定款申合規則に改正を加へて再申書をいたせりこの新條例により仲買人の負擔賣買證據金の制の如き大に減少せらるこの年五月二十日開業免狀を下附せられ東京日本橋兜町五番地において六月一日より開業せり大阪も五代友厚、廣瀬宰平等新條例によりこの年六月四日創立顔書を大藏卿に捧呈し十七日允准を得しかば大阪北濱二丁目十一番地舊兩替商において八

月十五日開業せり初のほどは東京大阪とも新舊公債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證書の五種のみにして其中ことに賣買の盛なりしかば金祿公債證書なりきとぞ其後東京において第一銀行、兜町米商會所、蠣殻町米商會所等の株券漸く市場に上りしが大阪も堂島米商會所、東京株式取引所、横濱株式取引所の株券に過ぎざりきとぞ十二年九月三十七號布告金銀貨の賣買を許され市場甚だ活潑なりき明くる十三年四月一時停止せられて條例の改正あり仲買人を甲部乙部に分ち甲部を公債株式仲買人とし乙部を金銀貨仲買人とす且乙部仲買人は身元金を千二百圓に五月四日解停の命ありしも十九日に至り更に金銀貨の定期賣買を禁止せらる金銀貨の賣買全く禁止せられ市場一旦衰頽せしも十三年下半年より公債株式盛になれりよりて東京の如きは米商のもの多く株式にうつり來れり其故は入引もゆるされ證據金も安かりしにより十五年二月二十七日六十七號布告稅金を改め賣買手數料總高十分の一明くる十六年四月一日より實行せらるこの改正によりやゝ衰微を來しゝが十六年八月二十七號布告金銀貨の賣買を許されし爲十八年五月ごろまで銀貨の賣買盛なりき然るをこの年五月二十八日三十九號布告布告を發し明くる十九年一月一日より全く其取引を禁止する旨命ぜらる又この年八月十一月二十八日條例を改正して公債證書千分の三株式萬分の六に改め且定期内に轉賣又は買戻をなす者は其轉賣買戻に係る稅金を免除せらる仲買人納稅規則を廢止せらる十九年四五月に至り公債株券非常に騰貴し一時隆盛を極めたり當時一般に公債株券を買収して一定の利子を待つの風生じ商估争うて購求したるによれり二十年五月十四日勅令十號布告會員組織の取引

所條例發布せらるれば株式取引所米商會所とも營業滿期を以てこの條例によらしめらるゝことゝなれりされどもこの條例は株主并に仲買人に非常の損害を與へ會員組織の風俗に適せざるを論じ二十四年六月まで延期を請願せしがつひに二十二年五月まで延期を許さる其後更に二十一年七月井上農相は營業期限を二十四年六月まで延期を許し歐米に行はるゝブルス取調の爲農商務省より官吏を派遣すると同時に新蓄兩取引所よりも亦取調委員を派遣せしめられたり二十三年九月九日株式取引所米商會所とも三箇年の延期を請願せしが陸奥農相は翌十月條例を改正して延期を許されたり改正の要は仲裁法を設くること二十四年七月以降仲買人の身元金を二千四百圓以前は四百圓となすこと取引所每半期通常積立金の外尙利益金十分の二の別途積立金をなすこと各取引の株式を市場において賣買せらること各種賣買約定平均相場の定め方を改正すること等なりき二十六年三月法律五號取引所法發布せられこの年十月一日より施行せらるゝことゝなれりよりて株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例いづれも廢せられ更に新取引所條例によらしめらる

第三款 横濱洋銀取引所

明治の初年より横濱には默許の姿にて南仲通二丁目に洋銀相場所ありきこゝに出入するものは仲買人

及其手代に限ることにて其實買高多き時は百萬圓に上れりといふ皆直取引にて預合をなしつゝぞの景況により日歩をとりしが紙幣の方に取るを逆 賣買の預合をなし置く場合には毎日の平均直を以て其損益の計算日歩といひ銀貨の方にとるを順日歩といふをなし差金の取遣をなすに過ぎざりき當時銀貨の取引に從事する者は皆專業者にして東京の米商株式など連絡を通るもの少かりき十二年二月洋銀取引を禁止し株引取所條例によらしめらるよりて其稅金も亦これに準していだしむることゝなれり十二年二月開業以來は定期賣買も盛なりしが從來直取引預合の習慣行はれし爲追々定期はやみて直取引のみ盛に行はれしがこは全く直取引預合の方は只日々の差金を勘定するまでにて證據金をいだすなどの不便なきによるものかこの年十二九月洋銀取引所を改め横濱取引所と稱すこの際墨銀の取引を止め貿易銀を本位として取引せしめらる以前はすべての名より錢の名稱を用ゐることゝなれり この時東京大阪の兩取引所にも金銀賣買を許されしも大なる取引はなかりき十三年四月一日停止を命ぜられしが五月に至り特別に銀貨の直取引のみ許され停止前は横濱も稅金の緩みし時なりしかば横濱に来るもの多くありて大に盛況を呈しつゝが四月以後は稅金高くなりし爲大道において私に直取引するの風を生じ九月に至り拘引せられたるものありしもこの風なほ止まざりき十八年五月發換券條例發布の爲其終りをつけ横濱取引所もつひに休業せりされば仲買人は米商會所に移るもの多かりき

第四款 取引所

明治十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十四日 勅令十
一號 取引所條例 を發布しついて六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業満期を以て廢止しこの條例によらしむること、し二十年九月一日より施行の旨を達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブールスの法をとり會員組織の公設市場に改むるとしてこの條例を發布し現行取引所條例制定説明書、同條例注釋、同施行細則注釋などいふものを農商務省の商務局より編纂して配布せられきブールス Bourse といふ名の起原は元和蘭便にて後白耳義國に屬さしアリウジュ府 Bruges 名高くすに傳へらるゝヴァン、デル、ブールスといへる富豪家の名よりて十三世紀より十六世紀に亘りて已が紋所なる革の錢囊三個を門上に彫刻しおきしとて倉庫となし又商人の宿泊所となして誰いふとなくツ、ブールスと呼びなしけるとぞ其後ゼノア、フロレンスあたりの商人集り來りて伊太利亞人の役所をこの家におきしがこの家の前にて爲替手形の賣買をなしけるとぞ其後千五百三十一年には宏壯なる建築物となし他の取引所の模範となり 二十年八月一日河野敏鎌外百六名にて東京取引所設立の特許を得たりしが大坂も藤田傳三郎外四名にて取引所設立の特許を得たり東京は日本橋阪本町に設立の計畫をなしゝが米商株式とも俄に廢すべからざるとて頻に延朝を請願しつひに一年間延朝を許さる二十一年九月井上馨農商務大臣となりブールスの容易に行はれさるを看破せしかば舊取引所を延期し且米商會所の納稅千分の二を減じ株式

の如く萬分の六に直さしめ大に米商の負擔を輕からしめたり二十二年六月商務局次長南挺助を歐米に遣しブールスの調査を命ぜらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣すべきことを訓諭せらるよりて東京取引所創立委員小川爲次郎東京株式取引所肝煎相良剛造同取引所株主總代小野友次郎の三人も亦歐米に赴きてブールスを調査せしが二十三年に至りこれらの委員歸朝し延期説を主張せしかば時の農商務大臣陸奥宗光更に舊來の取引所を延期し米商會所に對しては代用區域を定め上米中米は共通代用を許すも下米は許さること、し且仲裁法を置かるこ、において東京大阪の取引所は解散すること、なれり二十六年三月 法律五號 取引所法を發布せられ從來の株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例を發布せしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきといふされども其設立は株式組織のもの多くして會員組織のものは僅に六箇所あるのみ

第六十六章 保 險

保険業中最も早く起りたるは海上保険にして其起原詳ならずと雖も既に十三世紀のころ地中海沿岸において發生し十四世紀ころに至りては伊國のベニス、フロレンスなどいふ商業繁昌の土地において盛

に行はるゝまでに成長せしとぞされども十六世紀のころまでは大むね資本の合併を禁せしを以て保険も皆一個人の手において營まれたりき然るに千六百二年和蘭革命の結果彼の和蘭東印度會社の設立ありし以來資本合併の風潮盛大となりつひに千六百二十九年^{我寛永六年}に至り和蘭において合資會社の組織を以て保険業を營むものいづこれを世界における海上保険會社の濫觴とすこの會社について千六百六十八年佛國に起りしが惜いかなこの二會社は不幸にして其業を永續すること能はざりき其後千七百二十年^{我享保五年}に至り英國倫敦にローヤル・エキスチエンジ Royal Exchange 及ロンドン・アツシユランス London Assurance の二會社起りそれより十八世紀に至り歐州各國において續々起れりといふ我邦においても今より百五十五年前^{延享三年}飛脚問屋島屋佐右衛門といふもの陸奥福島、京都間を往復する荷物に受合といふことを始めしがこれ即保険の濫觴なり然れども受合にすれば賃錢割合に高くなるよりこの法によるもの少かりきとぞはともかくも維新に至り西洋の保険法 Insurance を我邦に輸入して第一に調査せしは火災保険なりき初め獨逸人パウル・マイエットの大學教師として我邦に聘せらるゝや種々の保険を包含したるものを官業として起さしめ己も亦其利益に與らんことを工夫せしが時機尙早かりし爲到底其事の行はれざるを了り我邦家屋の木造にして屢火災に罹るを見つひに強制的の火災保険を官業として起さしむることに改め時の大藏卿大隈重信に建議し其用ゐる所となり更に大藏省の顧問

に雇はれ専ら他の火災保険取調委員と共に其事を調査せしがこの法案は參事院にて否決せられつゝいて大隈重信も亦官を罷めて去りしかばマイエットの考案は水泡に歸したれども備荒貯蓄法に變じて世には顯れいでぬされども民間において最も早く保険業を起したるは海上保険なりとす海上保険は華族九條道孝等が明治九年三月東京横濱間鐵道年賦拂下の議を請願して允准を得六拾四萬貳千圓上納せし後故ありて拂下の取消を請願せしかどなほこの金を以て國家有用の事業を起すことの議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎華族に勧めて十一年十二月允准を得明くる十二年八月東京海上保險會社を起せりこれを我邦における海上保險會社の濫觴とすこの後十五年を経て二十六年に至り日本海陸保險會社、帝國海上保險會社など起りそれより日本海上保險會社起りて今は四社となれり^{資本金壹億零千五百萬圓 件數六捨}九千四百八百七千圓^{保険金額七億百五十五萬圓}また生命保險も明治十二年の末ころより莊田平五郎、小幡篤次郎、阿部泰藏等設立の志ありしがつひに十四年六月允准を得て明治生命保險會社を起せりこの後八年を経て二十一年にいたり帝國生命保險會社起りそれより漸々増加せしがことに二十六年以來俄に勃興し或は創立中途にして廢するものあり或は創立後幾ならずして解散するものありしも今なほ三十八會社ありといふ資本金八百九拾參萬五千圓^{保険金額壹億六千七百五十五萬圓}火災保險は海上生命に先ちて我邦に輸入せられしかど強制的官業の法案否決せられし後は民間において企つるものなく其儘になりしが其後火災保險法取調委員たりし

第三款 海上保險

明治十年のころに及びては西洋形船を以て海運の業を營むもの漸く増加せしが就中郵便汽船三菱會社の如きは稍堅牢なる船舶を以て内國の諸港及清國一二の要港に定期の航通をなすに至れりされども國

内において海上保険の事を起すものなかりし爲船主貸主いづれも危険を顧慮するの餘航海業の發達を
遅緩せしめたる感ありき故に政府は海上保険に關する各國の法規類例を調査し又我邦危險の度合等を
調査して會社の創立を獎勵せんとするに當り偶華族九條道孝外二十四名のもの嚮に明治九年三月東京
横濱間鐵道拂下の議を政府に請願し年賦金にて上納することとなり既に六拾四萬貳千圓上納せしがこ
の年^九年十二月に至り故ありて拂下の取消を請願せしかど尙更にこの金額を以て國有の事業を起すこと
の議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎二十五名の華族に謀り海上保険會社設立の事を勧めつ
ひに十一年九月東京海上保険會社設立の願書をいだしこの年十二月允准を得明くる十二年八月一日よ
り開業せり資本五拾萬圓其内四拾貳萬八千圓は鐵道會社設立の爲華族より入金せし分を以て其儘資本金に加入し残額七萬貳千圓は身元ある商估より募りてこれに加入せしめたりまづ貨物保險の業を開き
内國諸港及支那、朝鮮の要港に代理店を置けり船舶検査の事たるや海上保険の業を營む上において主
眼の要務なるも當時我邦においては未だ歐米に行はるゝロイド會社の組織の如きものあらざるを以て
新に海上保険の業を創始するは實に至難のことにつ屬せしなりこゝにおいて同社は船舶の検査を行ひ保
險の適否を定められんことを政府に請願せりよりて政府はこの年八月中旬これを許可し船舶の検査を行
なす毎に其成績によりて船名、種類、噸數、製造人、持主、等級、期限等を詳記したる検査證書を同
社に交付して保険合格の船舶たる旨を證明することとなれり同社はこれを一々船主に報道して益す構

造の改良を計るべきことを促せりまた十五年五月船主及造船家の便を計り造船規則を設け其標準を示し爾來内國において構造する船舶にして本則に適せざるものは同社において其積載貨物の保險をなさることを各船主に通知し并に廣告せり最初荷物保險の申込をなしたるは横濱のみなりしが其後函館北國筋より申込むもの續々いりでしといふ

十六年十一月政府は同社從來の資本金に對し政府より四拾萬圓を加へ即百萬圓となし船體の保險をも併せて經營すべきことを命令せらる。政府の株金は平常これを政府に備へ置き若し資本金を以て損失を辨償する場合あるときは總株高に割合四分六分の割を以て支出することを約せらる。二十三年十月命令書を改正し保險損失仕拂の順序は第一準備積立金第二純益金第三資本金としこの順序により仕拂をなし資本金より損失を辨償する場合に至りたるときは資本金を以て辨償すべき百分の四十に相當する金額を政府において擔保せらるゝこととなりれりこの年十一月資本金を百二十萬圓に増加す。この年リハブル、ロンドング、ラスコート等に代理店を置きしが同社は後年に至りこれが爲に少からざる損失を蒙れり。英國において我東京海上保險會社の代理店が保険取扱の遅延なるを嘲弄せし文を載せたるが如き英國における當時の事情を見るに足れり。

明治十一年以來絶えて海上保險の事業を企つるものなかりしが漸く一十六年三月大阪において片岡直温、十戸連、田中市公衛等百貳拾萬圓の資本金を募り海陸運輸の貨物并に船舶保險の目的をもて日本海陸保險會社を設立せり又この年十一月大阪において大阪製銅會社長増田信之朝鮮輸入組銅商と

綿絲組合の人々と相謀り海上火災兩保險の目的を以て百六十萬圓の資本金を募り大阪保險會社^{海上部}を設立せしが惜いかなこの會社は二十八年五月に至り専ら火災保險のみとなれり。資本金を三分して各八拾萬圓となし一部は火災保険會社となり一部は東京においてもこの年六年の夏ごろより安田善次郎、武井守正等海上保險の事業を企てしがこれと同時に塚原周造等も亦海上保險の事業を企てしといふ其後この二派の人々合併して設立することに決し參百萬圓を募り帝國海上保險會社と稱し十一月五日開業せり。上陸上商品物貨の保險を目的として百萬圓の資本金を募り東津保險會社と稱し六月十日開業せり。又帝國海上保險會社の開業一箇月前に二十六年商法違反の爲裁判所の命令により二十七年十二月二十七日解散せり。又帝國海上保險會社は二十八年十一月六日富山縣高岡において高廣次平、志摩長平等汽船積載の荷物保險の目的を以て資本金拾萬圓を募り北陸海上保險會社を設立せしかどこの會社は二十八年十二月一日任意解散して高岡商業銀行となれり。二十七年^{この年東京において生命火災海上}保険會社を設立せしめざりき其約束主として^{上陸上商品物貨の保險を目的とする}船體保險に關すればなり。二十七二十八年戰役の際一時に船舶增加せし爲保險料を引上げしが二十八年の初より三社の間に競争起り貨物ことに二十九年ころは一層甚しかりきといふこれよりさき二十八年の末より船主において保險料引上げの專横を憤り別に海上保險會社を設立するの考を懷きしものありしがつひに大阪の船主同盟會員廣海、大家右近、濱中を初として北陸の船主これに加はり參百萬圓の資本金を募り

二十九年四月日本海上保険會社を起せりよりて東京海上保険會社、帝國海上保険會社、日本海陸保險會社の三社團結してこれに當り取引を開がざることに決す。日本海陸保險會社は二十九年に至り資本金を増して貳百五拾萬圓となし英國倫敦に代理店をおきつひに東京海上保険會社の轍をふみ少からざる損失を蒙れり。二十九年に至りては三社の競爭其極に達しいづれも共倒となる有様なりしかば。三社の人々前途を憂へ此年九年の末三社の大會議を大阪に開きまづ豫防策として東京、大阪其他樞要なる地に共同取扱人を設け三社はこの取扱人を經て保険申込を受くるの外は一切直接に被保険者より申込を受けざることゝし又取扱人は其申込たる保険を一々三社に平分する事を約束せんとの議ありしかど此取扱人の件は成立せずしてこれに代ふるに共通計算法を以てすることに決議せり從來汽船業其他の運送業には競争を防ぐ唯一の手段として共通計算法を行ひ居れどもこれを保険に應用せんとしたるは蓋し本邦をもて嚆矢とすべし。この共通計算法はかの關西汽船合併計算書を模範として共通計算表を作り三十年二月一日より實施する豫定なりしが三社間において種々の事情ありし爲一箇月を延期し三月一日より實施することゝし二月下旬共通計算率を發表しよ。共通計算所を設立して實行の準備に着手するや偶東京海上保険會社の當局者益田克徳其職を辭せしかば同社の方針俄に一變し言を左右に託して其實行を遷延せしむるのみにて到底行はれざることゝなり其計畫をして空しく曖昧模糊の裡に没入しぬされども共通計算の實施を名として保険料の引上げを請求せしかば三十年においては三社と

も少からざる利益を得しといふ當時三社の同盟外に孤立せし日本海上保険の如きも亦三社に倣ひて幾分か其保険率を高むることを得たり加之三十年に至り日本海上保険會社も三社と取引することゝなり相當の利益を得しが三十二年の初株主間動搖しこれが爲保険率を引下げこの年四月に至り三社より取引を拒絶せられ再び孤立の姿となりしも又三十二年二月より三社もこれと取引することになれりといふ

これよりさき三十一年一月大阪に四社の會議を開くや保険率の引上げに一決しこの年三月より實施することになりしも荷主の苦情ありし爲八月まで延期せしが偶日本海上保険會社はこの年^{三十一年}六月一週間ばかりに船舶の遭難せしもの數艘ありて其損害數十萬圓に上りしかば他の保険會社はこれを機會にして保険率を引上げたり又三十一年一月大阪會議の結果保険證券を改正して完全のものとなせり四社の聯合會において法學士志田押太郎を顧問に聘しにれに帝國海上保険會社支配人村瀬春雄加はりて起草し十月東京會議にて確定せしかば十一月より一般にこの新保険證券を用ゐることゝなれり。又この年^{三十一年}四月佐藤毅始めて海上保険仲買人となりしがその後増加して今は東京に三人大阪に一人となれりされば共同海損の清算もこの仲買人にてなすことゝはなりぬ。これよりさき共同海損の事あるや開港場の外國人に託して精算するところの必要を認め郵船會社、東京海上保険會社、帝國海上保険會社、日本海陸保險會社の四社は邦人に託することとす。

海上保險會社一覽表					三十一年十二月調
社名	創立年月	資本金	拂込資本金	積立金	拂込資本百金 圓=付割賦金
東京海上保險會社	十二年八月	三,000,000 <small>圓</small>	三,000,000 <small>圓</small>	七四〇三	一
日本海陸保險會社	二十六年三月	二,五〇〇,000 <small>圓</small>	一,〇〇〇,000 <small>圓</small>	一	一
帝國海上保險會社	二十六年十一月	三,〇〇〇,000 <small>圓</small>	三,〇〇〇,000 <small>圓</small>	六八〇	一
日本海上保險會社	二十九年四月	三,〇〇〇,000 <small>圓</small>	三,〇〇〇,000 <small>圓</small>	二九〇〇	一

第二款 生命保險

明治十二年末莊田平五郎、小泉信吉、小幡篤次郎等生命保險會社の設立を企て創立見込書を作りこれを朋友の間に配りて其意見を問はれしがいづれも其設立を有益の事業として賛成せしかば十四年二月二十一日交詢社京橋區南鍋町の一室を借受けて創立事務所となし阿部泰藏、物集清久の二人専ら歐米の生命保險法を調査し定款規則書の類を作り六月十三日發起人小幡篤次郎、莊田平五郎、阿部泰藏、中村道

太、肥田昭作、朝吹英二等十一名より明治生命保險會社設立願書を東京府廳へいだし六月二十九日允准を得しかば七月八日より開業せしといふこれ實に我邦に於ける生命保險會社の嚆矢なりとす歐米諸國には住々株金を備へざる會社あれども全く株金なきときは被保人をして不安の念を懷かしむるの恐あればとてこの會社は株金拾萬圓を募集しこれを以て金祿公債證書を買入れ株主分配金を年一割と定めたり蓋し金祿公債證書の利子凡年一割に當るをもてなり又この會社は被保人に利益分配付の契約をもなすことゝせりこれ經驗なき新事業には最も完全にして且道理に合ひたるものなればなり第一回の毎四月の計算には營業上の利益僅に壹萬貳百八拾七圓餘に過ぎず其中參千圓を別段積立金となし分配の事なかりしが其後明治二十二年七月九日開業より満八年第二回の毎四月の計算に至り營業上の利益貳萬五千百九拾九圓餘を得其中より被保人契約者分配付へ參千五百七拾圓を分配し始めて株主へも參千圓を分配せり生命保險は本邦創始の事業にして利益少かりしかば常に經費を節約し準備積立金に不足無からしめんが爲に取締役監査役等は二十七年まで全く無報酬なりきとぞ

生命保險に必要缺くべからざるものは死亡表なれども當時我邦死亡の調査極めて不充分にして信據すべきものなかりしかば發起人は英國十七箇の生命保險會社聯合して其被人の死亡を調査し編成したる所の十七會社聯合經驗死亡表を採用し利率を年四分と豫定したり其利率稍々低廉なれどもこれ萬一死亡數の豫測に超過せんことを慮り安全の方針を取りし爲なりとぞさて開業の當日第一に來りて保險契

約を結びしは化學者宇都宮三郎なりき生命保險は新規の事業なるのみならず死後に金を得る不吉の契約なりとてこれを嫌忌するもの多く最初保險の申込をなしゝは發起人の朋友知人より始まり漸次に文明の教育を受けたる學者官吏會社員等に及ぼし世間一般に保險の行はるゝに至りしは二十年このかたの事なり

これよりさき明治十三年中東京において成島柳北、安田善次郎等共濟五百名社を創立し社員中死亡者は各社員より金貳圓づゝをいだし合計壹千圓を集めて死亡者の遺族に贈與する方法を設けたれども死亡表に據らす年齢の老幼を問はず身體の強弱を論せず毎年の出金額も死亡者の多少に従ひて一様ならざるが如き組織のものにして到底生命保險の名稱を下すべきものにあらざりき又十四年中東京において若山儀一日本保生會と稱する生命保險會社の設立を企たれども種々の事情起りし爲開業に至らずして廢せりこの會社の組織は全くニューヨーク生命保險會社によりたるものなりきといふ

生命保險はかくの如き困難の事情なりしかば明治二十一年まで七年間設立するものなかりしがこは其事業の困難なるのみならずして十五年以來十八九年の間紙幣濫發の結果商業一般に不景氣なりし爲生命保險會社の設立も亦遲延せしめられしものか二十一年三月東京において帝國生命保險會社顯れいづこれ我邦における第二の生命保險會社なり明くる二十二年九月大阪において日本生命保險會社起れり

この會社は理學博士藤澤利喜太郎調製日本人人口統計表に基ける死亡生殘表を基礎として保險料を定めしといふ又この年十月東京に大日本生命保險會社の設立などなりて生命保險業漸く將に盛んとなるの兆を顯し來れり

二十六年には銀貨下落の結果物價騰貴し商況活潑なり爲他の會社の勃興と共に生時命保險會社も亦其數を増加せり即職工生命保險會社後に萬世生命保険會社と改稱す内國生命病災保險會社_{生命保險の外に疾病、負傷、火災保險等を兼業したれども後に内國生命保險會社と改稱す}名古屋生命保險會社、酒家生命保險會社、大東生命保險會社相つぎて起り又明くる二十七年には佛教生命保險會社、有隣生命保險會社、共濟生命保險會社、北陸生命保險會社、相互生命保險會社、明教生命保險會社_{火災保険兼業}仁壽生命保險會社、大阪生命病傷保險會社、京都生命保險會社等この年に開業せりこの外創立の中途にして廢業し或は創立後幾もなくして解散したる會社も亦少からざりしかば二十六二十七の兩年中_{二十七會社起れり}世人漸く生命保險會社の濫興を非議し政府も亦法律を制定して保險事業を監督するの必要を感じるに至れり二十八年眞宗信徒生命保險會社、九州生命保險會社其他數會社起り二十九年中央生命保險會社_{後に六條生命保險會社と改稱す}護國生命保險會社、日宗生命保險會社等起りしが三十年には愛國生命保險會社、日本生存保險會社等の開業を見たるのみにて漸く二十八年以來新設會社の數を減じ三十一年來殆ど新設會社を見ずこれを要するに二十六年以來生命

保険會社の濫興は需要供給の平衡を失ひたると一十七二十八戰役後暴騰したる企業心の漸々沈靜したるとによれるものか

第三款 火災保險

初め獨逸人バウル、マイエットの大學生として本邦に渡來するや水災火災其他あらゆる種類を包含したる保險事業を起さしめて利益を壟斷する考を抱きしが當時未だ我邦の商業幼稚にして到底行はざるを看破せしかば我邦ことに東京市内において大火の屢起るを見まづ火災保險事業より着手するの容易なるを了り火災保險論を草しこれを邦語に翻譯せしめ 寺田勇吉 譲譯 新聞社に送りて保險の必要を喚起せしめしが大隈大藏卿に説くに獨逸法の強制火災保險業を起すことを以てせり火災保險の如き危險なる事業は到底企業心の發達せざる我邦においては民設にて興すべきものにあらざるが故官設組織にして保險料の率を低くし此業を全國に普及せしむる爲特逸において行はるゝ強制法によらしむる計畫にてこれが爲經濟界を振興せしむるのみならず政府の收入をも増加せしむる考なりきされば大隈大藏卿は其説を容れマイエットを大藏省の顧問となし明治十二年大藏省中に火災保險取調掛を置き大隈大藏卿自ら委員長となり内務少輔品川彌次郎、東京府知事松田道之、大藏省書記官平田東助、東京府書記官

千田貞曉、中警視石井邦猷并にマイエットを委員となし法案及其他の事項を調査せしが既にして大隈大藏卿専任參議となり佐野常民代りて大卿藏となりしかば佐野大藏卿委員長となり十四年に至り法案完成せしかば太政官に稟議するに至れり其主旨は全國に強制火災保險法を布き火災保險により漸次家屋の改良を計るべし又別に建築條例を設けて家屋建築の制限をたて危険の度を少からしむべしといふにありき然るに時の參事院は強制法を不可なりとして其議を否決し大隈參議も亦政府を去り遂に十五年五月太政官はこの稟議を斥けられたりされども一は備荒貯蓄法となりて全國に行はれ一は東京に屋上制限法を設けしめられしが如き皆こゝに起因せしものなりといふ

火災保險法はかくの如き運命に遭遇して其望なかりしが松田道之はなほ其念慮を絶えず全國に普及する能はずんばせめては東京府下なりとも實行せんものとて屬官に命じて其取調をなさしめしが不幸病歿し一時此業の望全く絶えにき其後松田道之の舅鵜殿長氏松田道之が設計の書類に基き民設組織として其業を經營せんと欲し資本金貳拾萬圓を募り事務所を京橋區三十間堀に設けて會社の設立を出願しつひに二十年七月其允准を得東京火災保險會社と稱すこれ我邦における火災保險會社の嚆矢なりとすついて明くる二十一年十月假開業をなしゝも當時世間一般に火災保險の思想なかりしかば從ひて申込むもの少く事業進歩せざりしが二十二年五月株主總會を開き營業の方針を定め明くる二十三年十二月

事業を擴張せしより業務日を追うて舉かり幾ならずして保険契約高拾八萬圓に達せり

又一方において廿一年五月川田小一郎、莊田平五郎、增島六一郎、阿部泰藏、淺田正文等火災保險會社設立の事を議せしが火災統計の詳ならざる時に當り俄に火災保險會社を設立するは大早計なるを以て姑く朋友間火災の危險を共擔し患難相救ふの目的を以て一の協會を組織し他日火災保險會社を設立するの基を開きおかんといふ事に決せしかば阿部泰藏を幹事に推薦しこの年二十一年十月一日より明治生命保險會社_{日本橋南茅場町}の内に火災保險會社事務所を置き會友の家屋を保険せり然をに其後二十三年四月十七日定期總會の時會友の評議にて組織を變更して株式會社となし廣く火災保險の業を營むことに決し明くる二十四年一月明治火災保險會社と稱し會社設立の事を東京府へ出願し二十五年一月十九日允准を得六拾萬圓の資本金をもて二月二日開業せり_{坂本町明治生命保險會社内}これを我邦における第二の火災保險會社とす

東京につぎて火災保險事業の起りしは大阪にして大阪の火災保險事業は明治二十五年二月松本重太郎、田中市兵衛、外山脩造等相謀り五拾萬圓の資本金を募りて日本火災保險會社を設立したるを始めとす中之島三丁目大阪倉庫會社構内において二十五年六月二十五日開業せり大阪は明くる二十六年に至り更に銅業火災保險會社、大阪火災保險會社の二會社起れり其後二十七二十八の兩年は絶えて設立するものなかりしも二十九年より漸く各地

において設立するものいで來りしがことに三十二年に至り俄に九會社の設立を見るに至れり

社名	創立年月	資本金	所在地
火災保險會社一覽表 三十三年三月調			
東京火災保險會社	二十一年七月	五,〇〇〇,〇〇〇	東京市
明治火災保險會社	二十四年一月	一,〇〇〇,〇〇〇	東京市
日本火災保險會社	二十五年四月	一,〇〇〇,〇〇〇	大阪市
銅業火災保險會社	二十六年四月	二〇〇,〇〇〇	大阪市
大阪火災保險會社	二十六年十月	六〇〇,〇〇〇	大阪市
帝國火災保險會社	二十九年十月	五〇〇,〇〇〇	京都市
日本酒造火災保險會社	二十九年十一月	一,〇〇〇,〇〇〇	大阪市
家屋物品火災保險會社	三十一年七月	二〇,〇〇〇	東京市
小樽貨物火災保險會社	三十一年七月	—	小樽市

横濱火災保険會社	三十一年八月	五、〇〇〇、〇〇〇	横濱市
東京物品火災保険會社	三十一年三月	一〇〇、〇〇〇	東京市
關東火災保険會社	三十一年十二月	三〇〇、〇〇〇	東京市
東洋物品火災保険會社	三十二年五月	一〇〇、〇〇〇	東京市
財產火災保険會社	三十二年六月	一〇〇、〇〇〇	東京市
中外火災保険會社	三十二年九月	三〇〇、〇〇〇	東京市
金澤火災保険會社	三十二年十月	一〇〇、〇〇〇	金澤市
中央火災保険會社	三十二年十一月	三〇〇、〇〇〇	東京市
内外火災保険會社	三十三年二月	二〇〇、〇〇〇	東京市
内國火災保險會社	三十三年二月	一〇〇、〇〇〇	東京市
京濱火災保險會社	三十三年二月	三〇〇、〇〇〇	東京市
江戸火災保險會社	三十三年二月	一〇〇、〇〇〇	東京市

第六十七章 倉庫業

大阪大津の如き大名の藏所をおきし地には藏所より賣拂ひたる米穀に對し米切手券預證券を交付するの慣習ありて其切手の効力は今日の預證券と毫も異らさりしがこは只大名のみの事にして一般の商人よりは絶えて米切手に類する預證券に類する預證券をいだすものなかりき兵庫は北國より輸送し來る米穀肥料の集散地にてこれらの問屋海濱に多くの倉庫を建てゝ所有せしかば其中空庫となりたる分は他人に貸與する慣習なりしが遂に貨物の陸揚を掌る内濱組外濱組十二組の仲仕頭にて倉庫貸渡の事を支配し仲仕頭より預證券をいだすこととなり其預證券によりて金融をつくる慣習なりきといふこの他物集散の港には多少貸庫をなすものありしかど兵庫の如く預證券をいだすものなかりきとぞ
維新後久しく完全なる倉庫業を起すものなかりしが偶梅浦精一、朝吹英二、原善三郎等既に銀行の業各地に起りしかども手形の通流圓滑ならざるを嘆し倉庫會社をたて其預證券を流通せしむることを企て明治十五年十一月倉庫會社資本金六万円均融會社を東京深川佐賀町に設立したりこれを我邦における倉庫會社の滥觴とすこの兩會社は同じ株主によりて設立せられたるもの故素より異名同體のものに過ぎざりきこの會社は本店の外支店を横濱におきしが本店は米穀肥料を保管せしかども別に倉

庫を設けず問屋の倉庫を借り入れ検査したる上鍵を預りて預證券を渡し問屋はこの預證券を均融會社へ持ゆきて金員を借入るゝ仕組なりき均融會社はこの預證券を特約の銀行に送りて再割引せしといふ又横濱支店は同地の倉庫を借り入れ専ら生糸の保管をなし横濱市中の銀行にて金融をつけしかば大に生糸業者にとりしは便利なりきとぞ然るに株主中常に利害を異にするものありてつひに十八年の末に至り解散せり又これを殆ど同時に大阪においても鴻池一門の人々主唱して中島に在る所の筑前庫八棟を買入れこの外肥後庫井に舊開拓。**大阪倉庫會社**資本金貳拾萬圓^{風正造の手代某不正のことをなしてつひにこの支店を廢することになりしとそ}を起せり其組織全く東京の倉庫會社均融會社の關係と毫も異らざりき十六年五月十日中島に二丁目において開業せしがこれと同時に大津、兵庫にも支店を置きしといふ兵庫支店の倉庫部は同地の豪商北風正造の名義にて取扱れしが明治十八年の末北風正造の手代某不正のことをなしてつひにこの支店を廢することになりしとそ融通會社は二十年十一月に至り資本金を増加して**大阪共立銀行**となれりこれよりさき明治十三年十月上山惟清、種田誠一等五代友厚に謀り神戸埠頭に一大棧橋を架し倉庫を設けて貨物の保管をなさんと企てしが政府においても豫ねて希望せし事とて其願意を容れ十四年一月ことに内務省雇技師和蘭人ヨハーデレーケを神戸に遣して實地測量せしめられしが十五年五月二日いよ／＼内務省并に大藏省の允准を得しかば營業年限九商五年更に五代友厚、藤田傳三郎、住友吉左衛門、三井元之助、鴻池善右衛門等二十名發起人となり拾六萬圓の資本金を募りこの年十一月棧橋税及荷物揚卸手數料倉敷料等の見込書を作り居留

地商業會議所へ提出して外商の承諾を求め十六年架橋に從事し明くる十七年十一月に至り竣工せしかば長さ四百九十二呎六吋幅四十二呎二十呎この月十五日開業の式を舉く明くる十六日はめて英國ビーオー會社汽船チベット號來りて繫ぎしといふこれを神戸における倉庫事業の始めとす三十二年より一般の商品をも取扱ひ預證券を發行することとなれりこれにつきて十八年六月滋賀縣大津において**大津倉庫會社**資本金五萬圓を起せり十五年一月近江倉庫會社と改稱せりこの倉庫會社も大津湖畔に在る所の舊大名の倉庫を利用せしものなりきとぞ東京も倉庫會社の解散せし以來倉庫事業を企つるものなかりしが二十年四月岩崎一門の人々川田、莊肥田三菱會社の所有せし倉庫の深川に散在するものをも十八年三菱共同合併後深川の清住、小松、一色あたりに深川小松町に東京倉庫會社資本金五拾萬圓を起し三菱爲換店と連絡を通じて金融をつけしといふ其後大阪二十一年五月京都において田中源太郎、中村榮助、川勝光之助等發起人となり京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫十八棟八百を買入れ七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び京都倉庫會社資本金五萬圓を起せり二十二年に至り東京倉庫會社につきて深川黒江町に東京米穀倉庫會社起れり資本金貳拾五萬圓この會社は中村道太、小川爲次郎等の發起にて東京米商會所受渡米并に一般の商品を保管し預證券を發行して其受渡を便利ならしむる工夫にて預證券に對し自ら金員をも貸渡しとぞこの會社にては甲乙二様の預證券を發行せり甲は普通の預證券にて三箇月以内の期限にて出替することなれども乙は米商會所の受渡に其預證券を以て現

米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し受渡の場合には再び検査することなく受授せしむるなり其證券に記載せる性質の有効期限は其検査の月によりて區別あり即夏期の検査の場合は一箇月以内十月以後の場合は三箇月以内有效なり又この年十月兵庫において川西清兵衛等石油倉庫會社を起せり資本金拾五萬圓後増加して五拾萬圓とせりこれよりさき兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有様なりしかば神戸商業會議所において大に其危險なることを論せしが其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝをりから石油貯藏所設立の計畫ありしかば石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられきよりて地を和田岬にトし堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し預證券をもいだすこととなれりこの會社は三十年十月に至り會社の全財産を三菱會社に譲渡して解散せりサミニルサミ
ユル商會の石油タンク船を和田岬に廻し石油倉庫會社の敷地内にある石油タンクに陸揚せんとするも開港區域外なるを以てかくの如く十五年より二十六年まで凡十二年間は倉庫會社を起すも少かりしが二十七二十八戰役後二十九年に至り俄に殆ど三十の倉庫會社を見るに至れりされど其中規模の大なるは神戸の日本貿易倉庫會社二十九年二月設立資本金百萬圓福岡縣門司の九州倉庫會社二十九年八月設立資本金百萬圓に過ぎず其他は大むね小資本のものみなりき三十年三月法律十。保稅倉庫法を發布せらるゝや神戸棧橋會社の如きは他に卒先してこの年三十九月大藏省の允准を得十月二十日より私設保稅倉庫の事業をも營むことなれり

第六十八章 條約改正 内地貿易

初め舊幕府は安政以來北米合衆國、露西亞、和蘭、大不列顛、佛蘭西、葡萄牙、普魯士、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十一國と條約を結びて横濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港を開きしが維新開國以來更に西班牙、瑞典諾威、獨逸北部聯邦、澳地利洪喝利、清、布哇、秘魯、韓、墨西哥、伯刺西爾、暹羅、知利等と條約を結びしも大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ不完全なる條約なりきされば稅權回復の如き治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしがことに明治五年七月以後は安政條約の改正期限なれば官民ともにこの機を逸せずして條約改正の目的を達せんことを企望せしかば政府においてもいよ／＼大使派遣の事に決し四年十一月十日右大臣岩倉具視を遣歐米特命全權大使とし參議木戸孝允、大藏卿大久保利道、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尚芳を副使として宮内、司法、文部、工部より各理事官を遣し歐米の文物制度を視察せしむる一行總て四十八人北米合衆國、英吉利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、白耳義、和蘭、獨逸、露西亞、丁抹、瑞典、伊太利、奧地利の十三國へ遣さる五年九月十日歸朝これもとより尋常一樣の禮聘諮詢にあらずしてその實は條約改正の端緒を開かしめむとの考なりしが北米合衆國に至りゆゑありて條約改正談判の事をやめ單に禮聘諸問にとゞめしむることとなれりその後政府は十一月外務卿寺嶋宗則

をして東京駐在の各國公使と改正談判を開かしめる北米合衆國政府第一これに應して改正條約を締結せしかど十一年七月我輸入税目の改正に付英國公使バークス等異議を唱へてきかずつひに米國との條約すら其第十條の規定により他國との條約ならざるため實行の運に至らずしてやみぬ十三年外務部主任大隈重信井上馨等税法二權の幾分を回復する目的にて聯合會議を開き頗る秘密に交渉せしか端なくも和蘭公使の手より漏泄して横濱ヘラルド新聞に掲げられゆくりなくもまたこゝに頓挫を來しぬ明くる十四年大隈重信官を罷め十五年井上馨外務卿となり各國公使の同意を得て豫議會議を開きつゞいて十九年五月始めて外務省に各國公使を集めて第一回の會議を開き二十年四月二十八回に移るや勝安芳ボアソナード等の條約改正中止の建白いづついて七月二十日農商務大臣谷干城參内して條約改正案に關する意見書を上りつひに冠を掛くるに至れりこれより條約改正を論するもの一層激しくなりぬ_{外國法官任用外國人土地所有權}こゝにおいて二十九回を開きしのみにて諸法律成定まで延期することとなり井上馨官を去れり二十一年二月大隈重信代りて外務大臣となるや所謂強硬政略をとり現行條約を狹義に解釋してこれを勵行します外國人に諸種の不便を感じしめ外國人より自ら進みて條約改正を促し來らしめんとせりされば最惠國條款の解釋の如きも甲國若し日本において或讓與をなし特種の權利を得たる場合に乙國も亦この利益に均霑せんとせば甲國と同一の讓歩をなさざるべからずとなしこれを列國に通告し又

外人の内地旅行に關する規定を勵行する等一方において峻嚴なる手段をとり他方においては從來の各國聯合談判を改めて明治十一年寺島宗則のとりし政略により國別談判を開くことゝし二十一年十二月下旬北米合衆國と談判を開き_{二十二年二月調印}二十二年新に墨西哥國と對等の條約を締結し勢に乗じて更に歐州各國との條約改正に着手せしが條約中外國法官任用_{領事裁判權を撤去し爾後五年間大審院に外國人を入れて法官とする事}外國人土地所有權の事あるをもてまた異論を唱ふるもの多くつひに中止となり大隈重信も亦兎徒の爲に其一脚を失ひぬされどもこれより條約改正の事大に歩武を進めたりといふ其後青木周造榎本武揚等外務大臣となりて絶えず改正談判をなしたるも其功を奏せざりしが陸奥宗光の外務大臣となるや其後をつぎまづ英國より着手することに決し柏林駐在の青木公使に訓令して英國政府と談判を開かしめつひに二十七年七月十六日英國と新條約を調印しこの月二十七日公布せらるつひに十一月米國との條約なり十二年伊國との調印もすみしが二十八年より三十年十二年に至るまで條約を改正せしもの凡十二國合計すべて十五國との舊條約は悉く改正せられたり三十年三月_{法律十。四號。關稅定率法。全廢。}法律十五號を定めて公布せらる條約改正もひにつ三十二年七年十七日及八月四日_{佛國}を以て實施せらるゝことゝなれりこゝにおいて維新開國以來官民の翹望せし治外法權を撤去し外國人居留地の制を廢して内地雜居を許し諸外國人をして我法權の下に服従せしむることゝなりぬこれよりさき舊幕府において

て横濱 横濱港は武藏國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村の十二村よりなり。神戸 神戸港は攝津國八部郡神戸村、二長崎 長崎諸所に居住せしむる外國人の居留地へ移れり居人屋敷は六年二月森伊三次へ全部拂下となれり。新潟 新潟港は越に在り古名船江津舊幕府の直轄地にて函館 函館港は北海道渡島國鰺田郡にあり古名館と稱せし地にて元松前家の領なりしが安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所なり。開港の五港をくや東西十町南北二十七町の一市街なり。外國商人居留地によりて商館を構ふ我賣込商人これを屋敷と稱し彼等がいふまゝに柔訓せしかばつひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することとはなれり例へば横濱生糸取引における貢々料の如き神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なりこゝにおいて横濱の如きは澁澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等明治十四年九月横濱本町六丁目に生糸聯合荷預所を設立し生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れりこれよりさき外國商人は賣込問屋を廻り生糸の見本に尙いて直段を取極め直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ生糸の善惡を検査見即拜し始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ入れさせ一片の證書をも交付せざるの一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり加之本國の氣配を測り投機的に生糸を入れんとするもの多けれ。大抵生糸を入れさせたる後數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道如何を待ち氣配よろしければ検査をすまして買入るゝもし氣配悪しき報道なれば検査の時わざと荷物に種々の非難をつけてべけとなすを常とす甚しきに至りては本國電信の報道悪しきとて斷然べけにすることあり又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ一時外國銀行へ對し融通をつけ事済みたる後破約して差戻すことあり其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり外國商人は毫も其損失を負擔することなし又斤量掛改貲の如きも其風袋は各商館において製造し置き 薄地の 重量半斤 目位内外なるを七分五厘九十或是一斤百二と定むるを以て目のあたり一秤に付三十目乃至六十日の差を生ずるが如く種々の手段を施して利益を壟斷せしといふされば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ同盟一致して取引を中止せしかば米國公使兩者の間に周旋しこの年十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしがこれが爲やう生糸取引を改良せしとぞ居留地外人商人が我商權を蹂躪すること大むねかくの如きものなりと知るべし

五港并に大阪開市場 明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定めたる外明治十六年十二月 布告第十四號 朝鮮貿易の爲嚴原下關、博多の三港に限り本邦人所有の船舶出入及貨物積卸を許されしが二十二年七月 法律二十號 特別輸出港規則を發布せられつゝいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる即米、麥、麥粉、石炭硫黃の五品を海外へ輸出する爲四日市、下關、博多、門司、口津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる其後佐須奈、鹿見 二十三年三月 北海道釧路 二十四年一月 の三港を特別輸出に加へらる二十六年三月 法律十三號

て横濱 横濱港は武藏國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村の十二村よりなり。神戸 神戸港は攝津國八部郡神戸村、二長崎 文久三年和蘭人の出島を以て一般外國人の居留地に定めらる。明治元年六月唐人屋敷火災後二年頃までは支那人に在り古名船江津舊幕府の直轄地にて。函館 函館港は北海道渡島國龜田郡にあり古名館と稱せし地にて元松前東西十町南北二十七町の一市街なり。外國商人居留地によりて商館を構ふ我賣込商人これを屋敷と稱し彼等がいふまゝに柔訓せしかばつひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することとはなれり例へば横濱生糸取引における貢々料の如き神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なりこゝにおいて横濱の如きは濫澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等明治十四年九月横濱本町六丁目に生糸聯合荷預所を設立し生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れりこれよりさき外國商人は賣込問屋を廻り生糸の見本に尙いて直段を取極め直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ生糸の善惡を検査見即并し始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ入れさせ一片の證書をも交付せざる一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり加之本國の氣配を測り投機的に生糸を買入れんとするもの多ければ大抵生糸を入れさせたる後數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道如何を待ち氣配よろしければ検査をすまして買入るゝももし氣配悪しき報道なれば検査の時わざと荷物に種々の非

難をつけてべけとなすを常とす甚しきに至りては本國電信の報道悪しきとて斷然べけにすることあり又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ一時外國銀行へ對し融通をつけ事濟みたる後破約して差戻すことあり其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり外國商人は毫も其損失を負擔することなし又斤量掛改貨の如きも其風袋は各商館において製造し置き薄地の巾金 實量半斤六十目位内外なるを七分五厘九十或是一斤百二と定むるを以て目のあたり一秤に付三十目乃至六十目の差を生ずるが如く種々の手段を施して利益を壟斷せしといふされば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ同盟一致して取引を中止せしかば米國公使兩者の間に周旋しこの年十四十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしがこれが爲やゝ生糸取引を改良せしとぞ居留地外人商人が我商權を蹂躪すること大むねかくの如きものなりと知るべし

五港并に大阪開市場明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定め明くる二年四月大阪開港規則を定めらるの外明治十六年十二月十四號 布告 朝鮮貿易の爲嚴原下關、博多の三港に限り本邦人所有の船舶出入及貨物積卸を許されしが二十二年七月法律二十號 特別輸出港規則を發布せられつゝいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる即米、麥、麥粉、石炭、硫黃の五品を海外へ輸出する爲四日市、下關、博多、門司、口津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる其後佐須奈、鹿見二十三年三月 北海道釧路二十四年一月 の三港を特別輸出に加へらる二十六年三月法律十三號

輸出入總額表		(×ハ輸出超過)		
年次	輸出物	輸品	輸出入全額	價元
三十一年	一八一、〇六七、七二	三四一、六三九、四〇八	五三、七〇七、一三二	一六〇、五七一、六八五
三十一年	一七九、八七五、四九七	二七四、一七〇、五〇三	四五三、〇四六、〇〇〇	九六、二五五、〇〇六
二十九年	一三七、四九四、六一七	一八八、七一八、九七四	三一九、八四五、六三五	五七、五九一、三三三
二十七年	一三八、七四五、二九五	二七六、二三九、九二三	一二五〇、六六八	
二十六年	一一三、七〇八、五八七	二三、二四五、五九四	七、五三七、〇〇七	
二十五年	九〇、四三四、二三六	二三四、九五四、一八一	一、〇〇三、四〇五	
二十四年	九一、一九九、四六六	一七九、八六五、〇四七		
二十三年	七五、九六二、三〇〇	一六七、一八一、七六六		
二十二年	六三、八七三、一七〇	一四三、四九四、五六六		
二十二年	五六、七〇三、五七六	二五、一六六、七五〇		
二十二年	七〇、一〇三、五五一	一三六、四七八、五五二		

第六十九章 東洋貿易

維新の初朝廷修信使を韓國に遣されしに其書中皇勅の文字ありしため拒みて受けずついて又使を遣し修好を勧め給ひしかど受けざりきこゝにおいて外務大丞丸山作樂陰に徒を結び兵を募り韓國を襲撃せんことを謀り事露れて修身禁獄に處せらるさる後又使を遣し對馬の欠負を償ひ貿易船を罷むることを報し漂民を送還せしめらる韓國漂民のみをうけて其他の事を拒めり朝野其無禮を憤り征韓論起れり其局つひに明治五年十月參議西郷隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等官を去り物情惣々たり七年征韓黨亂を佐賀に起す韓國の我使聘を阻拒せしは舊東萊府官の所爲たる事明になりしかば更に外務官を遣し書契改作の約をなさしめしも偶征韓論起りし爲決せさりしが八年に至り再び使を遣しに彼忽先約を變じて細故を論じついに要領を得ずして還りぬ既に我雲揚艦朝鮮海を過ぎ清國牛莊に赴かんとして江華島に上陸し薪水を取るや彼の守兵急に砲撃をはじむよりてこれに應戦して其砲臺を抜き其城を焚きたりこゝにおいて九年二月參議兼陸軍中將黒田清隆を全權辦理大臣となし議官井上馨を副使となして韓國に遣し修好を議し且砲撃の事を判理せしめらる黒田清隆江華府に至り其判中権府事申憲、都總府副總管尹滋慶と論難しつひに修好條規を交換し印三月二十六日江華府調印三月二十日批准同日公布 朝鮮を認めて自主國となし併せ

て議政府の謝狀をとり三月歸朝す韓國禮曹參議金綺秀を修信使となし來聘せしむよりて從前の慣例及歲遣船を廢し改めて釜山草梁項を兩國人民の通商地となし別に京圻、忠淸、全羅、慶尙、咸鏡五道中にて二港を擇びて貿易港となすことを約せり九年八月二十四日理事官外務大丞宮本小一日本國人民貿易規則を議定し且韓國政府より草梁項日本公館に設けおきし守門、設門を撤去しこれにかふるに木標をもてせしむ十三年二月釜山に領事館をおき十四年八月元山津を開かむし蓋し十二年七月辦理公使花房義質の豫約によれり十五年八月修好條規續約を議定し十五年十月批准十一月二十一日公布ついて十六年七月海關稅目を議定せられしがつひにこの年十六九月仁川を開かしめ且揚花鎮を開市場となすことを約せらる二日外務省告示三十年十月鎮南浦、木浦を開かしめつゞいて三十二年五月一日より實施馬山浦慶尙道郡山浦全羅道城津浦仁川木浦、元山、鎮南浦等に領事館をおき群山、城津、平壤に分館をおきて我居留人民を保護せらる群山、ソクダム、ヒヨクヤク、キヨゲンゲ今は韓國に居留する我邦の人民壹萬五千參百四人にて其中商業に從事するもの八千人餘あり我邦より輸出する所の綿織絲、燐寸、絹織物、陶磁器等五百八拾四萬四千參百參拾貳圓にして彼より我邦へ輸入する米、豆其他にて四百七拾九萬六千參拾貳圓なり朝鮮貿易は輸出入とも全く我邦商人の手にて支配し曾て朝鮮人の取引に從事するものなし

五百六十

千六百五拾圓 を償ひ島民をして害を旅客に加へざることを約すよりて征臺の軍を班へさしむ其後清國との關係は平和にして無事なりしが韓國獨立の件よりして端なくも戰争を開きつひに二十七二十八年の戰役とはなりぬこゝにおいて清國との條約は一時消滅したりしかど二十八年五月十日欽差頭等全權大臣李鴻章欽差全權大臣李經方等清國の媾和使となりて下關に來り我全權辦理大臣伊藤博文陸奧宗光と媾和條約を締結せしが其大要は韓國の獨立自主を確認する事遼東半島臺灣全島及其附屬島嶼澎湖列島を永久我邦に割譲する事軍費賠償として庫平銀貳億兩を仕拂ふべき事等なりきこの外清國において各外國に向ひて開き居る所の各貿易港の外に商業住居工業及製造業の爲に湖北省荊州府沙市、四川省重慶府、江蘇省蘇州府、浙江省杭州府を開かしめ且旅客及貨物運送の爲子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る航路及上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る航路を開かしむ其後二十九年七月二十一日清國北京において我全權公使林董をして通商航海條約を締結せしめらる十月二十日八日公布又この年二十九年十月日本專有居留地の事を議定せしめられつひに上海、廈門、漢口に設くることを約せり我政府は上海、天津、牛莊、芝罘、漢口、杭州、蘇州、沙市、重慶、廈門、福州に領事をおきて我居留人を保護せらるゝことなるが清國に居留する我清國には三井物産會社十年十一月上海に支店を置き二正金銀行二十六年五月上海に支店を置き其後三十一年八月天津に支店をおきしが又十三年一月牛莊に支店をおけり正金銀行支店支店をおき其後三十一年七月天津に支店をおけりを初め支店、出張所を置くもの多し清國は我邦にとりても一大貿易地にし

て一年の總輸出貳千九百拾九萬參千百七拾五圓總輸入參千五拾貳萬參千八百六拾壹圓なり
十一年の調によれば清國の貿易高は輸出壹億五千九百參萬七千百四拾九兩にし
て輸入貳億九百五拾七萬九千參百參拾四兩〇但し一海關兩は我壹億四拾錢弱
等を專とし其輸入は米、織綿、豆、砂糖等を專とす

暹羅は豊臣氏時代より徳川氏の初に亘りて我邦商人の彼邦に渡海するもの多くつひに日本町をたてゝ
武威を輝せし地にして寛永鑽港以來も支那貿易船中所謂奥港と唱ふるものにして毎年長崎に來り唐人
屋敷にて貿易せしかど徳川氏の末に至り出島唐人屋敷の廢せられたると共に久しく貿易絶えたりしか
ば明治八年使を遣して暹羅の風土を視察せしめられしも別に通商條約を締結することなく其儘なりし
が漸く三十一年二月盤谷において通商條約を結ひつひに訂盟國となれり昔は日本町をたてゝ八百人以
上も常に駐在せしに今は盤谷に駐在する我邦の商人は僅に二十餘人に過ぎず一年の總輸出四萬千七百
貳拾圓總輸入四百拾七萬參千六百拾圓にして輸出は雜貨輸入は米、木材等なり

近年北清貿易や開けたるも我邦の東洋貿易は上海以南即香港を中心として英佛領印度に亘りて盛に
行はれ魯領亞細亞_{浦薩哈連嶼}貿易の如きは輸出入を併せて參百萬圓に過ぎず_{に領事館を置く}香港は東洋貿
易の集散地にして我邦より輸出する所の石炭、荒銅、熟銅、燐寸、米、鰫、樟腦、木蠟、陶磁器、麥稈
真田、椎茸、寒天、花蓮、扇子の類參千百四拾七萬參千八百九十貳圓にして清國全土へ輸出するもの

上にいづ_{清國は二千五百十九萬三千百七十五四}又彼土より我邦へ輸入するものは砂糖類にして殆ど輸出價格の半強に當れ
り千五百九十九萬四千四百六十七圓_{一千四百六十七圓}つぎに英佛領印度も我邦の貿易地にして常に米、織綿、乾藍、牛皮等を輸入し其價格
六千七百四拾參萬貳千六百圓餘に上れり_{英領印度四千七拾六萬四千二百四拾五圓佛}さはいへ我邦よりも燐寸、
石炭、陶磁器、雜貨の類を年々六百貳拾四萬五千八百圓餘を輸出せり_{英領印度六千百參十四萬四千五百}我
政府はこれら貿易に從事する商人を保護する爲香港、新嘉坡、マニラ、孟買等に領事館を置き_{正金銀行}又香港、
新嘉坡、孟買等には三井物産會社_{十一月香港に支店をおき二十四年五月新嘉坡に支}正金銀行_{二十七年十二月孟買}
二十九年五月香港_{に支店をおきしが更に二十七年四月孟買に支店をおけり}其他の支店出張所あり海路の航通は孟買より浦鹽斯德に至るまで我日本郵船會社、大阪
商船會社の定期航海船ありて脉絡相通せり

清國輸出入品價額對照表

年	度	輸	出	輸	入
六	年	四、七八六、〇〇六		九、八八一、五三二	
七	年	三、六五五、〇一〇		八、六六五、七一五	
八		四、一八六、五五〇		八、二〇〇、三八二	

第七十章 米國貿易

北米合衆國は大統領斐謨の時千八百五十三年^{ヒルモール}使節を遣し舊幕府を勧誘して通商貿易の道を開かしめし國にて彼の交極めて親睦なりしかば貿易も亦平穏無事に経過し來れり明治四年十一月全權大使岩倉具視等の

彼國に至るや彼國人日本を開きしは我力なりとして到處に歡迎し其國會下關償金の非を議しかくの如き血腥の金を蓄ふるは不祥なりとてこれを還さんとせり其後十二年七月前大統領克蘭德グラント 千八百六十九年退職せり八百七十七夫妻來遊し彼我の情一層親睦となれりこれよりさき明治九年千八百七十六年費拉特費府において建國一百年紀念萬國博覽會を開くやこれに贊同して我工藝品を廣く彼國人に示しゝかばこれより我工藝品を賞翫する者いでの大に販路を廣めたりといふ米國は我邦第一の得意地にして生絲、綠茶を初め羽二重、甲斐絹、絹製手巾、花蓮、段通、麥程眞田、陶磁器、漆器、扇子、竹器の類年々彼國へ輸出するもの四千萬圓の上に達せり故に大統領の選舉稅關の變更の如き一事件起れば忽我邦の貿易に影響を及ぼせり日米貿易は元來輸出品多くして輸入品少かりしが二十一年に至り日米貿易一變し米國より我邦へ輸入するもの忽參百萬圓より一轉して五百六拾餘萬圓となり爾來次第に増進して二十七年に及びては壹千萬圓の巨額に達し二十九年においては壹千六百萬圓となり三十年に至りては更に一躍して貳千七百萬圓となりつひに四千萬圓の上を超ゆるに至れり日米貿易輸出入の比率懸隔は次第に接近してかくの如く其差を見ざることはなれりさて米國より重に我國へ輸入し來るものは石油、繰綿、諸器械、麥粉、鐵類、煙草等にしてことに石油、繰綿其多額を占む 米國一箇年の貿易は千八十九八年即我三十一年の調にては輸出十五億參百九十九萬貳千貳百貳十貳弗輸入 一千七百十四萬八千我邦商人の米國諸州に居留するものの八百四拾四人右往來 この中最も多きは桑港及其附四百八十九弗なり

近井に紐育各地なり我政府はこれら商人を保護する爲紐育
 二年分 館設置 シカゴ 三十年に領事館を置けりこの外フキラテルフキヤ井にニユ一
 店を設けたり 年六月桑港に支 三井物産會社二十九年七月設置を初め支店出張店を設けおくもの多しことに日本郵船會社は二十
 九年八月より横濱シエトル間の定期航路を開き大北鐵道會社と海陸の連絡をつけて大に利益を與へし
 が又東洋汽船會社も三十一年より横濱桑港間の定期航路を開きて少なからざる利益を與へしとぞ嘉永
 六年米國の使節マッゼウ、カルブレズ、ベルリ來り其後安政四年五月二十六日伊豆の下田において通
 商條約に調印せしより殆ど四十四年にしてかくの如き進歩を見るに至れり米國も千八百九十七年ウイ
 リアム、マツキンレイ選はれて大統領となるやまづ關稅を改正し一千八百九十七年七月即我明治三十
 シロウ Monroe 主義セームス、モンロウは千八百二十九年退職せりを變じて漸く版圖擴張の主義をとることとはなりぬ
 こゝにおいてつひに其結果千八百九十八年八月布哇の合併となり又同じき年十二月比律賓諸島の占有
 となれりこれらの土地いづれも我邦と親密の關係を有することゆゑ日米貿易は益す擴張せらるゝこと
 ならんか

維新後に至り布哇、秘露、墨西哥、伯刺西爾、智利等の諸國とも通商條約を結びしが中にも布哇の如
 きは他に先ちて明治四年七月條約を結びし國にてことにカラカバ王の如きは十四年三月四日五日入京十
 六日退京

宮内卿ジョット移民理事官外務卿格アーモストロングを從へて我邦に來遊の通商貿易より移民の事など約束して歸られしかば爾來彼土に居留するもの漸々増加し今は三萬四千六百十二人三十一年調にして其中商業に從事するもののみにても八百八十四人ありといふかくの如く布哇には多數の居留民あること故我邦よりも十九年四月ホノル、府に領事館をおきて保護せらるゝことなるがホノル、には正金銀行二十五年八月支店設置を初め支店出張所を置くもの多く且近年は東洋汽船會社の船舶寄港することとなりしかば我居留民にとりては少からざる便利なりとぞ元來布哇行貿易は常に輸出を專として彼より我邦に輸入するものは實に數萬圓に過ぎざりきさて我邦より年々輸出するもの二十六年までは拾九萬七千五百圓餘なりしが二十七年に至り俄に參拾壹萬參千九百圓餘となれりそれより漸々増加して今は七拾壹萬七千五百圓餘に達せり布哇につぎて秘露合衆國も亦八年五月六年八月調印通商條約を結びしかど貿易振はず輸出入とも僅に數萬圓に過ぎずついて墨西哥合衆國と二十二年一月二十一年十一月調印通商條約を結びしかば二十四年八月メキシコ府に領事館をおきしが今は公使館となれり其貿易はこれ亦數萬圓に過ぎずされどもこの國は元西班牙領にして慶長中彼我の商人往來せし國にて其アカフルコ Acapulco 港の如きは當時彼國第一の貿易場にして夙に我邦人に知られしことなるが今の墨西哥合衆國は即ち我邦にて濃昆須般と稱せし Nueva Espa^ana 即新伊斯 把傳亞の轉訛

すこの他伯刺西爾^{二十八年十一月調印三十一年二月交換}智利^{十二年十月調印}兩合衆國とも通商條約を結びしかど日なほ淺くして貿易の事も亦とかう論ずへきものなしこれら獨立國の外英領亞米利加とは夙に貿易を開き我邦よりも綠茶、花蓮、羽二重の類を輸出することなるが其額貳百參拾六萬五千六百圓餘に達せり^{輸入十五萬六千九百四十一年十一月}晚香坡に領事館をおけり

北米合衆國輸出入品價額對照表			
年	度	輸	輸
		出	入
一	二	六	一
年	年	七	十九
年	年	八	八
年	年	九	九
年	年	十	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	十
年	年	六	十
年	年	七	十
年	年	八	十
年	年	九	十
年	年	一	十
年	年	二	十
年	年	三	十
年	年	四	十
年	年	五	

二十一年	四三、三二三、五五七	一〇、九八二、五五八
二十二年	五四、〇二八、九五〇	九、二七六、三六〇
二十三年	三一、五三二、三四一	一六、三七三、四二〇
二十四年	五一、四三六、四〇四	二七、〇三〇、五三八
二十五年	四七、三一一、一五五	四〇、〇〇一、〇九七

第七十一章 歐洲貿易

歐羅巴大陸中始めて我邦に交通を開きしは實に葡萄牙にして其後西班牙ついで來りそれより和蘭、英吉利來れりざるを寛永十四年以來宗教上の關係より和蘭、支那を除くの外はすべて來舶を禁せしかば永く和蘭人の東印度商會にて利益を占断せしが嘉永六年米國使節派遺以來端なくも開港の事を承諾せしかばそれより和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西、普魯士、葡萄牙等と通商條約を結びつひに五港を開くにいたりしが我邦と最も舊交ありし葡萄牙、西班牙、和蘭等は幕府が鎖國の主義を取りしより凡百五十年ばかりの間に歐羅巴大陸の大勢一變して其國勢漸く衰へて昔の面影なく英吉利、佛蘭西、露西

亞、普魯士等版圖を拓きて盛に殖民貿易に從事せりことに英吉利の如きは道光廿二年支那より香港を得てこれを自由貿易港となし東洋貿易の樞軸を握るに至れりこれにつぎて佛蘭西も安南、暹羅の地を侵略して東洋に立脚地を建てしが露西亞の如きも屢々支那を脅かして黒龍江畔一帶の地を侵略せし以來浦鹽斯德を開きついて明治八年五月我邦と樺太千島交換の約をなしこれよりさき慶應三年三月小出大和守石川駿河守等比特堡において樺太島假規則を結びて歸朝せり遂に千島を得て樺太を彼に與ふるや大に市街を開き哥爾薩港コレサコブを築きなどしてとにかく一商業地とはなしぬかくの如くこの三國東洋に威力を振ひて東洋貿易に從事せしが其後普魯士萬延元年十二月條約締結の獨逸聯邦を組織するや改めて明治二年正月通商條約を結ふこととなりぬこの國近年著く學術工藝の發達せしため東洋貿易にも大に羽翼を伸し來れりされとも維新前後我邦へ輸入せし物品は全く英吉利、佛蘭西二國のみなりしが近年に至りては英吉利につぎて獨逸第二の地位を占むそれにつぎては佛蘭西、白耳義、瑞西なり其他伊太利、露西亞、埃及、和蘭、瑞典諾威、西班牙、土耳其、丁抹、葡萄牙等は數拾萬圓に過ぎず其重なる輸入品は英吉利の綿織糸、生金巾、更紗、綿繻子、フランケット、羅紗、毛繻子、鐵塊、板鐵、條鐵、綿天鵝絨、晒金巾、鋼、印刷紙、縮緬吳呂、板鐵、鐵釘の類佛蘭西の縮緬吳呂、白耳義の條鐵、鐵釘、筒鐵、臘玻璃瑞西の懷中時計の類にして我邦輸出品の最も多きは佛蘭西にしてこれにつ

きて英吉利、伊太利、獨逸なり其他の國は數拾萬圓に過ぎず其重なる輸出品は佛蘭西へ生絲、熨斗絲米、屑絲、麥程真田、英國へ麥程真田、段通、屑絲、手巾、銅、漆器、竹材伊太利へ生絲獨逸へ銅、薄荷腦の類にしてその他の國は數拾萬圓に過ぎず二十二年總輸出額貳千五百六拾參萬四千八百圓餘なりしが今は三十參千四百八拾壹萬圓餘となり總輸入額も二十二年には三千五百拾貳萬參千貳百圓餘なりしが今は壹億四百九拾五萬七千七百圓餘となれり其輸入品超過の著くなりしは二十七八年戰役の後國事膨脹より來りたる結果なりとす我邦工藝品の歐羅巴大陸に紹介せられしは千八百七十三年即ち我明治六年澳地利維府において第五次萬國博覽會を開きし時參列して種々の工藝品を出品せしかばこの時より極東帝國の手藝に巧なることを歐洲人に紹介せしが其後千八百七十八年即我明治十一年第七次佛國巴里萬國博覽會の時にも參列して種々の工藝品を出品せしがこの時は略博覽會の主意も分り且出品物にも注意せしかば一層好評を博することを得たりこの二大博覽會によりて歐羅巴大陸において日本品を賞翫するもの著く増加せしといふされば三井物産會社の如きは明治十二年六月支店を倫敦におきしか 三井物産會社は明治九年七月の創立にして十年正金銀行の如きも亦五月里昂に支店をおきついて十七年十一月上海に支店を置きついて倫敦における月設置 十二月倫敦に支店を置けり我直輸出貿易の爲にはこれら支店の設置は大に便益を得たことなるがことに二十九年三月より日本郵船會社において歐州航路を開き横濱倫敦間を兩所より毎月一回づゝ出帆

することになりしかば一層便益を得ることなれり今日歐羅巴大陸に居留する我商人は至て少く倫敦に五十餘人居留する外は極めて少數なりきされども我政府は英吉利の倫敦 九年四月設置 佛蘭西の里昂 十七年四月設置 白耳義のアントウエルプ 三十年七月設置 に領事館をおきこの他商業上必要の場所に名譽領事をおきて我商人を保護せり

英領濠太刺利貿易も近來のことにて明治十六七年のころより横濱の商人中メルボルンに赴き開店せしかと目的を達せず中送にして廢せしが其後二十三四年の頃三四の商會は同地に赴きて試みしかど常に損失を蒙りて其目的を達するものなかりきこれよりさき兼松房次郎濠太刺利貿易を志し二十年十月自ら彼土に渡航して商況を調査せしがつひに二十三年四月シドニーにおいて開店し米穀雜貨の類を送りて販賣せしも殆ど三年餘損害のみなりきとぞされどもこれが爲毫も其志を屈せず種々苦心して彼土の嗜好を探り其後花蓮、麻段通、麥程真田、羽二重、魚油の類を送り彼土より羊毛類を持歸りて利益をことくなれりされば今は濠太刺利貿易に從事するもの著く増加せしといふことにおいて我政府は二十九年三月タウンスヴキールに領事館を置きついて三十年六月シドニーに領事館を置きしが日本郵船會社も二十九年十月以來濠太刺利メルボルン間の定期航路を開くに至れり濠太刺利貿易も二十二年には輸出四拾八萬六千參百九拾圓餘にして輸入貳拾六萬七千圓餘なりしが今は輸出百八拾七萬五千圓餘に

して輸入百四拾萬參千四百圓餘となれり

英佛獨三國輸出入品價額對照表

年 度	國 名	輸 出	輸 入
二十一年	英 吉 利	三、四八七、七二九	一八、九七〇、五四四
二十二年	英 吉 利	九、五二八、三九六	二、三一三、三四五
二十三年	英 吉 利	九二一、七二三	四、〇一〇、九一五
二十四年	英 吉 利	八、七一〇、〇一二	一八、六九三、五六七
二十五年	英 吉 利	七、六六四、五九九	二六、〇六七、九三四
二十六年	英 吉 利	一四、二五八、七二六	三、三三四、一六九
		一、六三八、三八三	四、八八七、八九九

二十六年	二十五年	二十四年	二十三年
獨 佛 蘭 西 逸	獨 佛 蘭 西 逸	獨 佛 蘭 西 逸	獨 佛 蘭 西 逸
英 吉 利	英 吉 利	英 吉 利	英 吉 利
四、九九五、九七五	三、九二一、七五三	五、六三三、二三七	五、六三八、九八〇
一九、五三一、九七五	一八、〇九三、六九四	一五、一二〇、〇七五	八、三五四、三九四
一、三八〇、〇四〇	九四〇、七八三	一、四五六、五九六	二六、六一九、一〇二
			三、八六九、三三二
			六、八五六、九五六
			一九、九九六、〇五一
			二、八三四、〇二五
			五、一二七、四七六
			六、三七五、〇四八
			二〇、七八九、三三二
			三、六二〇、五〇〇
			七、三一八、二三四
			二七、九二九、六二八
			三、三〇五、二七七

二十七年	英吉利	五、九五〇、一九八	四二、一八九、八七四
二十八年	佛蘭西	一九、四九八、七七六	四、三四八、〇四八
二十九年	英吉利	一、五一七、五四九	七、九〇九、五四二
三十一年	佛蘭西	七、八八三、〇九一	獨逸
三十一年	英吉利	三、三四〇、〇一三	獨逸
三十一年	佛蘭西	二三、〇〇六、三八六	獨逸
三十一年	英吉利	九、〇一二、三九八	獨逸
三十一年	佛蘭西	一九、〇二七、三八九	獨逸
三十一年	英吉利	二六、二二三、六五四	獨逸
三十一年	佛蘭西	二、九七二、二三七	獨逸
三十一年	英吉利	八、四八一、一九六	獨逸
三十一年	佛蘭西	二、二〇七、〇一八	獨逸

三十一年	英吉利	七、七八三、六四三	六二、七〇七、五七三
獨逸	佛蘭西	二〇、四九六、四〇七	六、九七九、九八二
獨逸	佛蘭西	二、四六九、二四二	二五、六一〇、九六二

日本商業史略年表 維新後

四年	三年	二年	元年	年度
開大證大新貨 業坂券藏貨 造發省條例 幣行兌換 寮		行貨部 幣改札所 發	太政官札發 驛遞規則	度通 量貨 衡
陸手郵便 運發會行貨 錢社切	郵便規則	電信規則 東京橫濱間		郵 電信電 話便
				鐵道
廻漕取扱所	廻漕會社			海運
		爲替會社		銀行
東再堂 京興島 米會社		社攝津 米油會	引米油貿易商社ノ 月限取引	取引所
				保險
				倉庫
約日澳 大通商 布使通商 遣商條	約日歐派 通商條	約日瑞通 商條	約日獨通商 會社條	通商貿易

十四年	十三年	十二年	十一年	十年
		行改 造紙幣發 印刷局工場 用貿易銀の通		
	拂便英 出張所演 引郵	入合萬 交ト香港 換郵便 約電信 ニ加聯 長爲替	萬國聯 合郵開業 式	便候約 二加郵 開業神戶間
日本鐵道會社				
	開山三 始、浦 會社 德金 元			
	所行橫 正金銀 匯出張 銀	換所大 坂手形交 易		擇善會
	例米商會 所條		引大坂 株式取 引所	
明治生 命保 險會社		調火險 係保 險取 引所	東京 株式取 引所	
敦高生 支店		社三 倫物產 支店	會佛 大國開 始改 正談 論博覽	三井物產 社上海支店

九年	八年	七年	六年	五年
規度衡 則量改 正	止柵 度貨 量幣 衡條 座取 座廢			開拓使 證券發行 新紙幣發行
局上海ニ 置ク郵便	則郵便 金貯規	則郵便 葉書發 電信取 扱規	則郵便 葉書發 電信取 扱規	陸運元會 社停止馬 助鄉廢
				私設鐵道ノ 獎勵
津三 芝三 櫻牛莊 線開始	競洋三 社郵便 爭起船 社ト彼阿 天平太始	三菱商會 上海線		東京橫濱間 鐵道略則 開業
行私例 國立改 正銀行 三井銀				日本國郵便 蒸漁國立銀 行條
所堂商 所兜町 烏米商會	社米穀 準則相 場會	株式 外商業會 場會	行第一國 立銀	
社三 井物產 會	約日 轉通商條 約國大博覽	支社 起立工商 會	大倉組 倫敦會	日清通商條 約國大博覽

廿四年	廿三年	廿二年	廿一年	二十年
度量衡法				
	電線會大電 電話買北信局 交收ノ部局 換海電底信設			
全通 上野 青森間		九歲甲間大東 州坑武開船海 開業、水須賀 間、業橫道 發四、戶、須賀 通	兩間高崎 業毛、業直 開業、江津 山陽	私設鐵道條 例
	開始 商船會社釜山線			
	例貯蓄銀行條			
	株式改正 例改取引所 正引所			取引所條例
		日本生命保 險會社 東京火災保 險	帝國 保險會社 東京火災保 險	
		石庫會社 油倉庫會 社	東京米穀倉 庫會社 京都倉庫會	東京倉庫會
	育支店 高田商會組 規則輸出港 墨通商條			

五

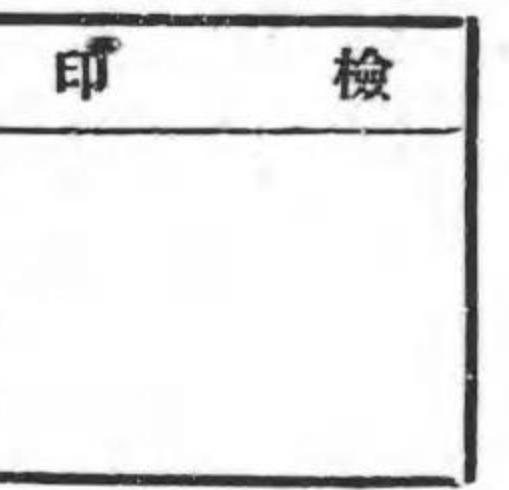
十九年	十八年	十七年	十六年	十五年
約萬國米突 二加入條				
	正電信條例改 八替萬國郵便 定二加爲	往復葉書發 行		郵便條例
		品川開業 敦賀 堺鐵道開	上野高崎間 赤羽間	
		日本郵船會社	大坂商船會社	共同運輸會社
	所行橫 桑正 港出金 張銀		橫濱敦正 支金銀店	日本銀行 里昂出張所
		休橫條例改 株式改正會 取引所	米商會所 正引所	橫濱正 銀行 條例立 改正銀 行
				ノ併ノ兜町 一シ米町 トテ商船 ナル町合 村
			社神戶棧橋會 社大津倉庫會	均融會社 倉庫會社
			支店 大倉 洲	始日清貿易 通會社

四

廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年
小包郵便法 鐵道敷設法 大坂興信所	正金銀行上 海支店 新取引所條 例	日本海陸保 險會社 日本海上保 險會社 增加此年ス ヨリ	日本海上保 險會社 帝國社會 保險會 增加此年ス ヨリ	日本勸業銀 行法 日本農工銀 行法 東京興信所 開業八代間 門司會社 米船獎勵法 造船獎勵法 航海獎勵法 郵船會社 船會社 國會社 歐洲線 歐洲線 臺灣線 洋漁會社 會社 東洋漁會社 開商船 船會社 米船會社 船會社 國會社 歐洲線 歐洲線 臺灣線
明治火災保 險會社 日本火災保 險會社	日本海上保 險會社 帝國社會 保險會 增加此年ス ヨリ	日英新條約 交換 日清媾和條 約	日清媾和條 約	日本貿易倉 庫會社 日本海上保 險會社 東京興信所 開業八代間 門司會社 米船獎勵法 造船獎勵法 航海獎勵法 郵船會社 船會社 國會社 歐洲線 歐洲線 臺灣線
廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年

大正十五年三月十五日印刷
大正十五年三月三十日發行

【定價金參圓五拾錢】



著者 故 橫井時冬

著作權所有者 東京市牛込區納戸町一四

發賣者 東京市神田區美土代町二ノ一
中村徳二郎

印刷者 東京市牛込區單笥町二十五番地
野吾由次郎

發賣所 東京市神田區美土代町二ノ一
振替 東京二五四〇〇番 白揚社

電話 神田二二八五番

【行印所刷印口溝】

安田與四郎著

四六判箱入
四百餘頁布表紙

定價一圓五十錢（送料
廿一錢）

經濟動態の研究

一上一下經濟界は常に波亂そのものゝ如き觀がある。然し靜かに其の跡を尋ねれば經濟現象も又社會進化と密接不離の關係を有し、茫々幾十年、自ら明かに動態の法則を示してゐる。本書は財界變動の觀測に於て神人といはるゝ安田氏が理論の上より經濟の動態を論究せる名著で、堂々たる立論、周到明徹なる識見、讀者は明鏡を見る如くに財界の過去及其將來を知り得やう。

班一次目

經濟界の趨勢的變動——國民競爭の時代——對外爲替——國際間の貸借
——生産方法の進化——資本集中の傾向——信用の發達と其の結果——
經濟界の盾環的變動——生産消費の隔離——金融市場との關係——景氣
回復期の實況、財界保守性と變動性——大正九年の恐慌の原因——景氣
盾環と對策——經濟界の季節的變動——企業計畫採算等。

高橋龜吉氏新著

四六判箱入頗美裝
四百五十頁 定價貳圓五拾錢（送料金
廿一錢）

日本經濟の行詰と無產の對策

日本經濟は何故に行詰つたか、この行詰を如何にすれば打開し得るか、之今日本國民の直面して居る最大重要な問題である。現に無產階級の陣營に於ても、資本家階級の内部に於ても、この問題を中心にして多くの研究と論争とが盛行しつゝあり、政治舞臺の中心人氣亦、經濟對策の如何に集中せられつゝある。本書は斯の如き刻下の中心問題に對し我國實際經濟の權威者高橋氏が、その蘊蓄を傾けて堂々縱横の論陣を張れるものであつて、難解の専問的問題を平易明快に説き去り、説き説き來つて、明鏡に寫し出されし如くに日本經濟の行詰りと、資本家的政策の沒落とを論證し、之に對し無產階級を基礎としたる經濟政策のを説いた。著者の態度は懇切を極め、其の研究は科學的にして明徹至純、無產階級の人士は勿論、資本家階級の人士亦本書を讀まずしては經濟、政治、社會問題等を正解する資格がない。

福本和夫著

菊判 箱入
二百三十頁

社會の構成並に變革の過程

定價貳圓也
送料廿一錢

社會は如何にして構成され、如何にして變革されるか——この問題を理論的に究明することは方向轉換期にある日本無產者階級の最大關心事の一つでなければならぬ。そしてこれは我がカール・マルクスが最初資本論の全計畫中に包括させてゐたのであるが、遂にその病死のために完成されなかつた所である。本書は著者がこのマルクスの意圖に従ひ、その後の資本主義の發展と諸學者の研究とを参照して、この問題を最も系統的、統一的に解明したものであつて、實に世界的意義を有する一大研究である。該博なる考證、辛辣なる批判、獨創的な表式の間を貫く著者の唯物辨證法的立場は冷靜至純にして而も、熱烈なる社會學徒の心琴を共鳴させずには措かない。敢へて獎む。

(內容) 一、序論——二、この問題が唯物辨證法的に把握せられ得るに至りし根據・條件。——三、對象と端初。——四、概觀。——五、純經濟過程。——六、國家過程。——七、意識過程。——八、國際過程。——九、世界過程。——十、諸過程間の關係。——十一、要約。——十二、社會の變革過程。

佐野學著

三四六列箱入
三百五十頁

社會主義雑稿

定價一圓八十錢
送料金十七錢

題して社會主義雑稿と云ふ。著者が日本脱走前後、露西亞滯在中執筆にかかるもの十餘篇を收めて居る。卷頭、鬭爭の爲めの社會主義——社會主義戰術の數々を明かにしたる雄篇を始めとし、以下皆佐野氏の新知識を傾倒せしもののみである。卷尾のドロツキズムへの論戰は明徹辛辣を極め、マルクス研究者必讀の文字として重きを爲すものである。實に本書一巻は社會主義の最新知識として鬪士佐野學氏の面目を躍如たらしめて居る。

佐野學著

四六判三百五十頁
箱入上製

露西亞社會史（上卷）

定價貳圓五十錢
送料金二十一錢

露西亞の革命は如何にして生れたか、特權階級は始め如何にして長生じ生して行つたか、無產階級は如何に悲惨なる歴史を繰返したか、殊にインテリゲンチヤの立場は最も興味あるものであらねばならぬ。著者は本書に於て露西亞數十年の階級闘争戦を描くに當り、銳き經濟眼を以て到底救はざる大衆の生活と、之に供ふ反撥とを明かにした。秘められたる赤裸の歴史は茲に公開せられ、ブルジョア的歴史は本書出でて無價値なる事を立證した。近來の文献たるを失はぬ。

555
28

終